

法曹人口政策に関する当面の対処方針

～司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果～

2022年（令和4年）3月17日

日本弁護士連合会

法曹人口政策に関する当面の対処方針
～司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果～ 目次

第1	本方針の位置付け	P1
第2	検討の方法及び経過	P2
1	検討の方法	P2
2	検討の経過	P2
第3	本方針の趣旨	P3
第4	本方針の理由	P3
1	業務量・求人量に関して	P3
2	司法基盤の整備に関して	P4
3	法曹の質に関して	P5
4	結び	P6
	(別紙) 論点項目ごとの検討結果	P8
第1章	業務量・求人量について	P8
1	はじめに	P8
2	業務量について	P9
3	求人量について	P14
4	業務量・求人量について－まとめ	P16
第2章	司法基盤整備の状況について	P18
1	はじめに	P18
2	司法基盤の整備状況について	P19
3	司法基盤の捉え方	P32
4	司法基盤整備の状況について－まとめ	P35
第3章	法曹の質	P36
1	はじめに	P36
2	弁護士の質を検証する視点	P37
3	資料とそこから読み取れる内容	P39
4	法曹の質の検証について－まとめ	P47
	(別添1) 法曹人口検証本部の開催の経過	P49
	(別添2) 法曹人口検証本部検討資料一覧	P50

法曹人口政策に関する当面の対処方針
～司法試験合格者数の更なる減員に関する検証結果～

2022年（令和4年）3月17日

日本弁護士連合会

当連合会は、2012年3月15日「法曹人口政策に関する提言」を公表したところ、それに沿う司法試験合格者数がほぼ定着するに至った。これを踏まえて検討した結果、以下のとおり、法曹人口政策に関する当面の対処方針（以下「本方針」という。）を表明する。

第1 本方針の位置付け

1 政府の司法制度改革推進計画（2002年3月19日閣議決定）は、2010年ころには司法試験合格者数を年間3000人程度とすることを旨とする旨の指針を示し、これを受けて、司法試験合格者数は2010年には2133人となった。

その間、当連合会は、2009年3月18日「当面の法曹人口のあり方に関する提言」を公表し、司法試験合格者数について、2009年度以降数年間は、現状の合格者数（新司法試験につき2007年1851人、2008年2065人）を目安としつつ、慎重かつ厳格な合否判定によって決定されることが相当であり、その後の適正な法曹人口のあり方については、諸状況の変化を踏まえ、改めて検討されるべきであるとした。さらに、当連合会は、2012年3月15日「法曹人口政策に関する提言」（以下「2012年提言」という。）を公表し、法曹養成制度の成熟度、現実の法的需要、司法基盤の整備状況に比して弁護士人口増員のペースが急激であり過ぎるとして、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については、法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきである。」と提言した。

その後、政府の法曹養成制度改革推進会議は、2015年6月30日「法曹養成制度改革の更なる推進について」を発表し、当面、1500人程度の司法試験合格者は輩出されるよう、必要な取組を進めることとした。

以上の経緯を経て、司法試験合格者数は、2013年の2049人から2014年以降減少に転じ、2016年1583人、2017年1543人、2018年1525人、2019年1502人、2020年1450人、2021年1421人と、おおむね1500人程度で推移している。

2 また、当連合会は、2016年3月11日「法曹養成制度改革の確実な実現のために力を合わせて取り組む決議」（以下「2016年決議」という。）を採択し、司法試験合格者数1500人を早期に実現するとともに、法科大学院の規模の適正化、教育の質の向上、法科大学院生の多様性の確保、司法修習の充実、給付型の経済的支援・給費の実現等の課題に取り組むこととした。

そして、政府の中央教育審議会法科大学院等特別委員会は2018年3月13日「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」を公表し、学部と法科大学院の連携強化による体系的・一貫的な教育課程の編成、より早期に法科大学院に進学できる「学部3年プラス法科大学院2年」制度の整備による学生の時間的・経済的負担の軽減、未修者教育の改善などの方向性を打ち出し、現在これらの施策が実現されつつある。

3 以上のとおり、2012年提言が目標とした司法試験合格者数1500人程度までの減員は実現し、2016年決議が掲げた法曹養成制度改革がまさに進行中である。本方針は、2012年提言において、合格者数1500人が実現した後の対処として改めて検討すべきであるとしている司法試験合格者数の更なる減員について、現時点での当連合会の対処方針を表明するものである。

第2 検討の方法及び経過

1 検討の方法

2012年提言は、「第1 提言の趣旨」の4項の中で、「将来的な法曹人口は、現実の法的需要や司法基盤整備の状況、法曹の質などを定期的に検証しながら、検討されるべきである。その検証を踏まえて、司法試験合格者数についても定期的に検討すべきである。」としている。なお、現実の法的需要の検証としては、「業務量」と「求人量」の両面からこれを検討すべきこととしている。

そこで、本方針の策定に当たっても、「業務量・求人量」、「司法基盤整備の状況」及び「法曹の質」の三つの論点項目ごとに検証し、これらを総合して、司法試験合格者数の更なる減員を提言しなければならない状況にあるかどうかを検討した。なお、2012年提言は、論点項目ごとに検討すべき具体的項目を挙げており、本方針でも基本的にはそれらの項目に沿った検討を行ったが、同提言後の社会情勢の変化などに応じて新たに検討の基礎事情とすべき点があるときは、これも含めて検討対象とした。

2 検討の経過

本方針の策定に当たっては、当連合会の法曹養成制度改革実現本部内に法曹

人口検証本部を設置して検討作業を重ね、理事会での意見を踏まえて、各弁護士会及び関連委員会への意見照会を行った。同本部の検討経過は別添1「法曹人口検証本部の開催の経過」、収集・分析した資料の概要は別添2「法曹人口検証本部検討資料一覧」記載のとおりである。

第3 本方針の趣旨

- 1 現時点において、司法試験の合格者数に関して、更なる減員を提言しなければならない状況にはない。

もとより、プロセスとしての法曹養成において質を確保するためには、司法試験の合否の判定についても、近年の合格者数の維持を所与の目標とすることなく、司法試験法第1条に基づいて引き続き厳正に実施されるべきである。

- 2 今後の法曹人口政策の検討に当たっては、司法試験受験者数の動向や合格者数の増減のほか、我が国の人口動向、都市部とそれ以外の地域の人口や事業所数の変動の状況、国際化の進展、IT化の進展などの司法を取り巻く社会状況の変化も注視しつつ、本方針の理由において指摘した観点から、弁護士の業務量・求人数や司法基盤整備の状況の推移を踏まえるとともに、法曹の質にも留意すべきである。
- 3 当連合会は、引き続き、弁護士の活動領域の拡大、弁護士費用保険（権利保護保険）の拡充、民事法律扶助の拡充、中小企業への法的支援、民事司法改革の推進や裁判所支部機能の強化、裁判官・検察官の増員、弁護士の過疎偏在対策などの諸課題に加えて、法曹の魅力の発信による法曹志望者増加、女性法曹の増加、法曹の多様性の確保などに積極的に取り組むとともに、法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成制度の改革状況を踏まえつつ、法曹の質の維持・向上に努める。

第4 本方針の理由

前記第2記載の検討の方法及び検討の経過により、「業務量・求人数」、「司法基盤整備の状況」及び「法曹の質」という三つの論点項目ごとに検討した結果の詳細は、別紙「論点項目ごとの検討結果」記載のとおりであるが、以下にその要旨を述べる。

- 1 業務量・求人数に関して

2012年提言当時に深刻であるとされていた新規登録弁護士（新人弁護士）の就職難は大幅に改善した。

この間、新規登録弁護士が4大都市圏（東京、大阪、名古屋、福岡）に集

中する傾向に変化はない。司法試験合格者数は69期以前の1800人程度から70期以降は1500人程度へと減少したが、4大都市圏の新規登録者数は69期以前が1100人程度（全体の7割程度）であったところ、70期以降はなお1000人程度（全体の7割5分程度）であり、新規登録者数全体の中での割合は増加傾向が見られる。その一方で、4大都市圏以外の弁護士会への登録は、73期の新規登録者ゼロが8弁護士会（弁護士一斉登録から約12か月時点）、過去5年（68期～72期）の新規登録者10人以上が10弁護士会（うち5人以上が6弁護士会）となるなど減少した。

地裁民事通常訴訟事件は、弁護士選任率は上昇しているものの、新受件数自体（過払金返還を含む不当利得返還請求を内容とする事件を除く）は微増にとどまり、裁判関係業務の業務量に大きな変化はうかがわれない。しかし、4大都市圏に新規登録弁護士が集中する傾向にあること、2017年以降、企業法務等の訴訟外業務を中心業務とする所属弁護士数上位5法律事務所（以下「5大事務所」という。）への就職が約190人～210人となっていること、企業内弁護士は2019年2418人で前年比257人増となり年々増加していること、財産管理案件以外の非紛争案件（契約書案件など）の収入が全国的に増加していることなどに明らかのように、企業法務、予防法務等の訴訟外の領域での業務が拡大しており、求人に反映される業務量があると推認できる。弁護士の所得は、2009年時点と2019年時点を比較すると減少しているが、この数年は所得の増加も見られる。今後の推移に留意する必要があるものの、弁護士が増えると収入・所得が下がるという関係には必ずしもない。

以上のとおり、現在の裁判関係業務の業務量に大きな変化はうかがわれないとしても、訴訟外の領域での業務が拡大しており、求人状況は大幅に改善している。このような求人に反映される業務量はあるものと推認される。

2 司法基盤の整備に関して

- (1) 裁判所支部機能の強化など民事司法改革の諸課題への取組はなお途上にあるが、弁護士費用保険（権利保護保険。以下「弁護士費用保険」という。）は利用件数が増加してきており、また保険対象が拡大することも見込まれる。日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）によって市民各層の法的サービスの利用が広がっている。さらに、地方も含めた予防法務、企業法務などの訴訟外業務の拡大や若手弁護士による社会のニーズに即応した業務分野の拡大など、新たな司法基盤が築かれつつある。当連合会においても、総合法律支援本部、日弁連リーガル・アクセス・センター（以下「日弁

連LAC」という。)、日弁連公設事務所・法律相談センター、裁判官制度改革・地域司法計画推進本部及び民事司法改革総合推進本部、男女共同参画推進本部、国選弁護本部をはじめ、日弁連中小企業法律支援センター、法律サービス展開本部、中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループ等の多くの委員会活動等を通し、司法基盤整備のための取組を展開してきたところである。

(2) 今後も、当連合会は、弁護士の活動領域の拡大、弁護士費用保険の拡充、民事法律扶助の拡充、中小企業への法的支援の全国的な拡充、民事司法改革の推進や裁判所支部機能の強化、裁判官・検察官の増員、弁護士の過疎偏在対策、法曹の魅力の発信による法曹志望者増加、女性法曹の増加、法曹の多様性の確保などの諸課題について、取組を更に拡充・深化させていく必要がある。

3 法曹の質に関して

(1) 司法試験の受験・合格状況のみならず、司法修習考試（以下「二回試験」という。）の状況、2012年「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」で公表された組織の見直しと統廃合の状況、2015年度から2018年度までの集中改革期間になされた法科大学院制度改革の進展、司法修習の状況、弁護士登録後のOJT・研修の状況及び弁護士不祥事の動向など多角的な視点から見たとき、プロセスとしての法曹養成制度において「法曹の質」が維持されていないとは言えず、法曹の質の低下は見いだせなかった。また、現在、弁護士に期待される公益的活動、公益的役割に支障を来している状況にもない。

また、2012年提言で「更なる減員」に関して示した五つの検証項目のうち、法曹志望者の減少傾向への歯止めについては、引き続きの課題であるものの、就職難の解消の程度、二回試験の不合格者、法科大学院の選抜・養成機能の向上及び司法修習の四つの問題点は、この間に改善され、あるいは改善に向かっている。

したがって、法曹の質を検証する観点から収集した資料からは、2012年以降に弁護士の質が低下しているという事実を読み取ることはできなかった。また、法曹養成制度の安定的な運用は、法曹志望者の増加や多様性確保の基礎となり、市民が必要とする質を備えた法曹の輩出につながることも念頭に置くべきである。

(2) 2012年提言も検証項目として指摘したように、法曹志望者の減少傾向に歯止めをかけて増加させることは、弁護士職全体の維持・発展に不可欠な

ものである。当連合会は、弁護士会にも呼びかけながら、今後も法曹志望者増加のための取組に注力する必要がある。

また、社会からの司法に対する付託に応えるためには、プロセスとしての法曹養成を、質を確保しつつ行うことが重要である。このような意味でも、今後の法曹人口の検討に当たって、法曹の質の維持には留意する必要がある。

4 結び

以上により、「本方針の趣旨」1項記載のとおり、現時点において、司法試験の合格者数に関して、更なる減員を提言しなければならない状況にはない、との結論に至った。なお、本方針は、2012年提言を受けた検証の結果、現時点において、司法試験合格者数の更なる減員を提言しなければならない状況にはないとするにとどまるものである。社会からの司法に対する付託に応えるためには、プロセスとしての法曹養成において質を確保する必要がある、そのためには司法試験の合否の判定についても、近年の合格者数の維持を所与の目標とすることなく、司法試験法第1条に基づいて引き続き厳正に実施されるべきである。

また、「本方針の趣旨」2項記載のとおり、今後の法曹人口政策の検討に当たっては、司法試験受験者数の動向や合格者数の増減、我が国の人口動向、都市部とそれ以外の地域の人口や事業所数の変動の状況、国際化の進展、IT化の進展などの司法を取り巻く社会状況の変化も注視しつつ、本方針の理由において指摘した観点から、弁護士の業務量・求人数や司法基盤整備の状況の推移を踏まえるとともに、法曹の質にも留意すべきである。

さらに、「本方針の趣旨」3項記載のとおり、当連合会は、引き続き、弁護士の活動領域の拡大、弁護士費用保険の拡充、民事法律扶助の拡充、中小企業への法的支援、民事司法改革の推進や裁判所支部機能の強化、裁判官・検察官の増員、弁護士の過疎偏在対策などの諸課題に取り組むことにより社会の隅々まで法の支配を実現し、その担い手としての法曹の適正な規模での輩出を図る必要がある。

法曹志望者を増加させることは、弁護士職全体の維持・発展に不可欠なものであり、今後も法曹志望者増加のための取組に注力する必要がある。当連合会は、弁護士会と協力しながら、法曹の魅力の発信による法曹志望者増加、女性法曹の増加、法曹の多様性の確保などに積極的に取り組むとともに、法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成制度の改革状況を踏まえつつ、法曹の質の維持・向上に努める。

以 上

論点項目ごとの検討結果

第1章 業務量・求人数について

1 はじめに

2012年提言は、新規登録弁護士の就職難という危機的な状況を見直すための緊急のものであった。当時の司法試験合格者数は、「潜在的法的需要」、すなわち、司法制度を利用して解決することが望ましい紛争、あるいは弁護士が助力した方が良い法的紛争や法的手段を前提として設定され、合格者が増加していた。

しかしながら、このような「潜在的な法的需要」が司法制度や弁護士の利用に直ちに結びつくものではない。弁護士のみの著しい増加は新規登録弁護士の就職難という放置できない厳しい状況をもたらし、緊急の改善策の構築と実践が求められた。このような経過の中で、2012年提言においては「業務量・求人数」といった客観的な指標で判断できる「現実的な法的需要」という概念が設定されたものであって、現在でもその意義は失われていない。

本章も、「業務量・求人数」の観点から「現実の法的需要」の実体を検証し、司法試験合格者の更なる減員に向けた提言をする必要性があるかを検討するものであり、2012年提言が用いた「現実の法的需要」の指標となる「業務量・求人数」の類型を参考とする。さらに、弁護士には「社会生活上の医師」の役割も期待されており、訴訟を中心とする紛争の解決のみならず、様々な社会課題の解決への貢献その他訴訟外の業務も、弁護士の重要な業務の一つになっている。現に、2012年提言から約10年の月日を重ね、社会・経済的状况の変化にも対応して、訴訟外の業務の拡大などがうかがわれる。また、法テラス事業の拡充や弁護士費用保険（権利保護保険。以下「弁護士費用保険」という。）の確立といった司法基盤の整備状況も進展した。法科大学院制度改革も現在進行形で進んでおり、若手弁護士の多様な活動は創造的である。ワークライフバランスの尊重といった弁護士のライフサイクルに変化の兆しが生じたことにも起因する組織内弁護士（企業内弁護士及び任期付公務員）の増加が認められる。現実の法的需要を検討するに当たっては、これらの事象も考慮すべきである。

そこで、今回の検証においては、下記の諸点を検証の対象とする。

記

- (1) 各種訴訟事件数とその推移
- (2) 法律相談件数の推移
- (3) 受任経路の分析と推移
- (4) 依頼者の属性の分析と推移
- (5) (法律相談からの受任率の低迷が認められるときは) 弁護士側の問題か客観的障害があるかの原因
- (6) 訴訟外事件, 業務の拡大
- (7) 弁護士の収入・所得の分布と推移
- (8) 新規登録弁護士の採用状況
- (9) 組織内弁護士について, 採用数, そのうち新規登録弁護士の採用数, 採用条件及び従前の経歴, 企業の業種, 公的機関の種類, 取扱い業務など

2 業務量について

(1) 各種訴訟事件数とその推移

- ① 地裁民事第一審通常訴訟の新受件数は, 2010年に22万2594件であったが, 2019年には13万4935件となり, 8万7659件(39.38%)減少した。もっとも, 2010年当時, 大きな割合を占めていた過払金返還を含む不当利得返還請求を内容とする事件(以下「過払金等事件」という。)を除くと, 新受件数は, 2010年9万2417件から2019年9万6132件へと, 3715件(4.02%)増加している(業-1-1~業-1-3)。

地裁民事第一審通常訴訟の弁護士選任率は2008年に約75%であったものが, 徐々に上昇し, 2018年は86.8%(2019年は91.5%)となっている(業-1-4, 業-1-4-2, 業-1-5)。

- ② 家事事件総数は, 2010年の約80万件台から2016年には100万件を超え, 2019年109万1804件と増加傾向にある(業-3-1~業-3-4-2)。

夫婦関係調整調停事件では, 事件数は減少傾向にはあるが, 弁護士関与事件数は2010年1万5000件程度から, 2019年2万1986件と増加傾向にある。遺産分割調停事件では, 事件数は2010年1万1000件程度から2019年1万2785件にやや増加し, 弁護士関与率も上昇傾向(2008年61.2%, 2019年78.8%)にある。成年後見関係事件総数は, やや増加傾向(2010年3万0079件から2019年3万5959件)だが, 弁護士が成年後見人等に選任される割合は近時はほぼ横ばいとなっている。

- ③ 刑事事件の総数は、地裁が2010年6万2840件から2019年4万8751件、簡裁が2010年9876件から2019年4511件へ、ともに減少傾向にある（業-4-1～業-4-3-2）。
- ④ 少年保護事件総人数は、2010年5万3632人から2019年1万9589人と減少傾向にある（業-4-4，業-4-4-2）。ただし、弁護士付添人がついている事件の割合は、2010年13.5%から2019年25.7%へ上昇傾向にある。
- ⑤ 労働審判事件総数は、2006年の労働審判制度の施行後2009年まで増加し、2010年以降3500件前後でほぼ横ばいとなっている（業35）。
- ⑥ 行政訴訟事件数は、地裁では2019年1920件となっており、2016年以降は減少傾向にある（高裁を第一審とする事件数については2014年以降減少傾向にある。）。他方で、この間の弁護士選任率は70%程度を維持している（業-36）。
- ⑦ 高齢者、障がい者の権利擁護関係では、法テラスの日弁連委託事業種別申込受理件数の推移を見ると、高齢者等について、2010年は1371件で、2014年の1544件をピークに減少傾向にあり、2019年は1228件である。また、精神障がい者等について、2010年は418件であるのに対し、2019年は1099件に増加している（法テラス白書）。
- ⑧ 地裁における破産手続開始決定数は、2010年12万9576件から2018年7万7539件に減少したが、2019年は7万8415件となっており、2015年の6万9134件を底に増加傾向にある。破産管財人選任率は、2010年29.2%から2018年40.0%、2019年41.4%に上昇している（業-28，業-28-2）。

(2) 法律相談件数の推移

- ① 弁護士会等における法律相談件数は2019年19万3276件で近時ほぼ横ばいないし若干減少している（業-6，業-6-2）。
法テラスの相談援助件数は25万6719件（2010年）から31万5085（2019年）と増加している（司-1-1～司-1-4，司-32，法テラス白書）。
- ② 弁護士ドットコム of 累計法律相談件数は、2017年9月時点で約58万件となっている（業-25）。
- ③ 「ひまわりほっとダイヤル」の相談実施件数は2010年度5017件

から2019年度6607件と増加傾向にある。なお、2019年の相談内容の内訳では、「契約・取引」が35.5%を占めて最も多い（業－25－2）。

(3) 受任経路の分析と推移

- ① 2017年「事件処理に関するアンケート」の結果によれば、主な依頼者獲得方法は、知人や過去の依頼者からの紹介が最も多く51.2%、事務所ホームページ／SNSによるものが14.3%となっている。なお、60期代以降では事務所ホームページ／SNS（20.60%）、法テラス経由（11.20%）を主要な受任経路としている者が50期代以前と比較して多くなっている（50期代以前ではそれぞれ7.50%、2.00%）（業－23）。
- ② 民事法律扶助の法律相談援助件数は、27万1554件（2012年）から31万5085件（2019年）に増加し、代理援助件数は、10万5019件（2012年）から11万2237件（2019年）（司法書士を含んだ件数）とほぼ横ばいである（業－10、業－10－2、司－32）。
- ③ 日弁連LAC取扱件数は、2010年に年間8194件であったのが、2019年には4万0879件と約5倍に伸びている。交通事故損害賠償請求事件については、協定保険会社・共済協同組合（以下「協定保険会社」という。）から弁護士への支払総額は300億円以上と推計される。簡裁での交通事故損害賠償請求事件についての弁護士選任率は、89.6%（事件総数1万2537件）から毎年増加し94.7%（事件数2万2915件）となった。交通事故発生件数（人身のみ）は、約73万件から年々減少し約43万件となっているが、交通事故損害賠償請求事件の裁判所（地裁・簡裁）新受件数は増加している（業－5－1～業－5－3、司－31）。

(4) 依頼者の属性の分析と推移

個人の依頼者の業務に費やした時間は、「2010年弁護士業務の経済的基盤調査に関する実態調査」（なお、「弁護士業務の経済的基盤調査に関する実態調査」を以下「経済的基盤調査」という。）では平均で48.9%であり、2020年経済的基盤調査では48.6%となっている。中小企業に関する業務については、2010年経済的基盤調査では21.7%、2020年経済的基盤調査では22.7%、大企業に関する業務については同じく20.5%、19.9%となっている（業－42、業－42－3）。

(5) (法律相談からの受任率の低迷が認められるときは) 弁護士側の問題か客観的障害があるかの原因

2017年事件処理に関するアンケートの結果によれば、法律相談からの受任率は、東京三会で52.01%、その他の地域で45.77%となっている(業-37)。これについて、比較の対象となる過去のデータは見当たらず、受任率の低迷は確認できなかった。

(6) 訴訟外事件、業務の拡大

訴訟外業務における大型案件や高い専門性、企業の法的ニーズに対応するための一手段として事務所の大規模化が進行している(司-41)。例えば、5大事務所の業務の中心は前記の訴訟外業務となっているが、これらの事務所への新規登録弁護士数は、2011年に約80人であったところ、2017年以降約190人~210人と増加している(業-38)。また、後述する企業内弁護士を始めとする組織内弁護士の増加は、訴訟外業務の益々の増加を示している。

経済的基盤調査の結果によれば、弁護士個人の民事事件の業務別事業(営業等)収入の総額は、2009年から2019年までの10年間で、①非紛争案件のうち財産管理案件(破産管財、後見人等)、②紛争案件のうち裁判所案件(調停、訴訟、強制執行、破産申立て等)の2類型については45%程度の減少が見られたが、一方で、③非紛争案件のうちその他のもの(契約書案件等)、④紛争案件のうちADR等及びその他(交渉等)については、5%~30%程度の増加が見られた(司-33-2)。

財産管理案件以外の非紛争案件の収入の増加は、東京・大阪・愛知などに限らず、他の高裁所在地、高裁不所在地などでも見られる。なお、これらは弁護士個人の事業(営業等)収入に関するものであり、給与収入や弁護士法人の収入は含まれない(司-56)。

2009年から2019年までの10年間で、弁護士法人数及び弁護士法人の社員弁護士・使用人弁護士数は、それぞれ約3倍に増加している(業-44)。

このように、法律事務所の大規模化、組織内弁護士の増加及び弁護士個人の民事事件の業務別事業(営業等)収入の推移を踏まえると、交渉等や予防法務等の訴訟外事件及び業務に係る業務量が増加しているものと考えられる。

(7) 弁護士の収入・所得の分布と推移

① 収入・所得について(業-42, 業-42-2, 業-43)

過去の経済的基盤調査の結果によれば、1979年から1999年までは弁護士数の増加にかかわらず収入・所得が増加したが、その後2009年、2019年と減少している。

2009年の収入の平均値は3304万円、中央値は2112万円、所得の平均値は1471万円、中央値は959万円であったが、2019年の収入の平均値は2558万円、中央値は1437万円、所得の平均値は1106万円、中央値は700万円となっている。なお、2010年調査では、収入について雑収入を含み、2020年調査では雑収入を含んでいない（2010年調査時の雑収入は平均100万円であった。）。

また、2009年以降の状況について、2010年経済的基盤調査と2020年経済的基盤調査の間に行われた2014年弁護士実勢調査、2018年弁護士実勢調査の結果を加味して検討すると、収入の平均値は2013年は2402万円、2017年は2143万円、2019年は2558万円、収入の中央値は2013年は1430万円、2017年は1200万円、2019年は1437万円、所得の平均値は2013年は907万円、2017年は959万円、2019年は1106万円、所得の中央値は2013年は600万円、2017年は650万円、2019年は700万円であり、収入・所得ともに2019年までに上昇に転じている。

なお、各年の国税庁統計年報（「2 申告所得税」「(4) 所得種類別（業種別）人員、所得金額（合計）」（2011年までは「(4) 所得種類別（業種別）人員、所得金額（申告種類合計）」））に基づき、確定申告をした弁護士における所得金額の平均値を算定し、前記各調査対象年の数値を比較すると、前記とおおむね同様の減少・増加の推移が見られた。すなわち、2009年の所得の平均値は1190万円であったところ、2013年は940万円と減少したが、2017年は950万円、2019年は1060万円と連続して上昇している。

また、国税庁統計年報によれば、2017年以降は、所得総額（確定申告をした弁護士全体の所得金額の合計）が2009年（約3030億円）を超えており、2019年には約3278億円となっている。

他方、弁護士人口は一貫して上昇しており、1979年は1万1206人であったものが、2019年には4万1118人に増加している。

このように、弁護士人口は一貫して増加している一方で収入・所得は

上下しており、弁護士が増えると収入・所得が下がるという関係には必ずしもないと言える。

② 労働時間について（業－４２）

２０２０年経済的基盤調査によれば、２０１９年１年間の総労働時間の平均値は２３２１.２時間、２００９年は２２６９.１６時間、１９９９年は２３５２時間であり、労働時間には大きな変化は見られない。このことから、弁護士の業務量は一定程度保たれていることがうかがえる。

労働時間と収入の関係を見ると、各労働時間の区分で回答数が少ない区分もあるため、あくまでも参考値ではあるが、労働時間が増すと収入が増すという単純な比例関係は認められない。労働時間の内訳を見ると、通常の弁護士業務が占める割合が最も高く８５％、弁護士会における活動が７.４％、非常勤公務員などの社会における活動が４.２％等となっている。この割合は２０１０年経済的基盤調査とほぼ同様であり、弁護士の労働時間の内訳はこの１０年でそれほど変化がないことが分かる。

この労働時間のうち、通常の弁護士業務に費やした時間を更に業務ごとに見てみると、民事の紛争案件の占める割合が最も高く、次いで民事の非紛争案件、刑事・犯罪被害者支援関連の順となっている。

また、地域別に見てみると、東京では民事の非紛争案件の割合が他の地域より高く、紛争案件、刑事関連の割合が低い。他地域に比べて東京において割合が高いのは、民事の非紛争案件のうち契約関連案件であり、２３.７％を占める。他の地域における割合は、大阪・愛知県１２％、高裁所在地８.６％、高裁不所在地５.９％となっている。また、紛争案件のうち、裁判案件は東京３２.７％、大阪・愛知県３９.４％、高裁所在地３９.１％、高裁不所在地４０.４％である。

３ 求人数について

(1) 新規登録弁護士の採用状況（業－１１－１，業－１１－１－２，業－３９，業－３９－２，質－Ａ－９）

- ① 一斉登録日から１か月後の未登録者数は、司法修習終了者数が２０００人程度となった後の６４期（２０１２年１月）以降、２００人以上の規模となった。６４期（２０１２年）２７８人（１４.０％）、６５期（２０１３年）２９８人（１４.３％）、６６期（２０１４年）３１２人（１５.３％）、６７期（２０１５年）３１７人（１６.１％）と人数も割合も上昇を続けた。その後、司法試験合格者数が１８００人程度となった６

8期以降、未登録者数は減少傾向となり、72期（2020年）では112人（7.5%）、73期（2021年）では118人（8.1%）となっている。就職難といわれる状況は、大幅に改善されていると評価できる。

なお、採用条件については、条件の好転又は悪化を裏付けるデータはいずれも見当たらない。

② 司法試験合格者数は69期以前の1800人程度から70期以降は1500人程度へと減少したが、4大都市圏（東京、大阪、愛知、福岡）の新規登録者数は69期以前が1100人程度（全体の7割程度）であったところ、70期以降はなお1000人程度（全体の7割5分程度）であり、新規登録者数全体の中での割合は増加傾向が見られる。また、東京に主たる事務所が所在する5大事務所の新人弁護士採用人数は前記のとおり増加傾向にあり、約210人となっている。なお、就業条件について東京の方が良いと言える公表資料は見当たらない。

③ その一方で、ここ数年は、4大都市圏以外では、登録者数の増加が鈍化している傾向にある。4大都市圏以外の弁護士会への登録は、73期の新規登録者ゼロが8弁護士会（弁護士一斉登録から約12か月時点）、過去5年（68期から72期）の新規登録者10人以内が10弁護士会（うち5人以内が6弁護士会）となるなど減少している。

(2) 組織内弁護士（企業内弁護士及び任期付公務員）の状況（業-14, 業-15, 業-26-2, 業-26-3, 業-33）

① 企業内弁護士の人数は、2010年428人から2018年には2161人に増加し、2019年には2418人と前年から257人増となっている（業-14）。また、2018年4月末時点で、東証一部上場企業では社外取締役の約15%の約730人が弁護士となっている（業-33）。企業内弁護士の弁護士経験年数の構成は、2013年時点では、5年未満の割合が52.9%であったが、2020年時点では、5年未満が22.7%となり、経験年数5年以上の割合が増加している（質B-10-3）。

② 組織内弁護士の求人媒体は様々であり（ひまわり求人求職ナビ、弁護士会主催の就職説明会、企業・自治体独自の就職説明会、エージェントなど）、全体の求人量を示すデータはない。

③ 企業内弁護士の待遇については、当連合会の2018年の調査によると、「500万円～750万円未満」が32.2%（187人）と最も多

く、「750万円～1000万円未満」が21.9%、「1000万円～1250万円未満」が14.3%、「1250万円～1500万円未満」が9.6%、「250～500万円未満」が7.7%であった（業-26-2）。なお、日本組織内弁護士協会（JILA）の2020年調査によると、「750万円～1000万円未満」が28.3%と最も多く、「1000万円～1250万円未満」が22.8%、「500万円～750万円未満」が22.5%、「1250万円～1500万円未満」が7.6%、「250万円～500万円未満」が3.6%となっている（業-26-3）。

また、企業内弁護士が所属する企業の業種については、製造業が約28.7%と最も割合が高く、情報・通信業（13.1%）、証券・商品先物取引業その他金融業等（12.3%）、サービス業（11.5%）、銀行・保険業（11.2%）、卸売・小売業（10.6%）と続いている（業-41）。

- ④ 自治体等の任期付公務員（常勤及び非常勤）については、2012年には106人であったが、2019年には238人となっている（業-15）。

4 業務量・求人数についてーまとめ

(1) 就職状況

2012年提言は、司法試験合格者数をまず1500人まで減員すべきこととした上で、「更なる減員については、新人弁護士の『就職難』及び法曹養成過程における『質』の低下の懸念など問題点の改善状況を検証しながら対処していくべきである。」としている。その際に考えられる検証項目として挙げられているもののうち、業務量・求人数に関係するものは「就職難の解消の程度」である。

この点について、3項において検討したとおり、2012年提言当時に見られた司法修習終了者の就職難の状況は大幅に改善されている。また、企業内弁護士の人数は大きく増加している。他方で、4大都市圏以外の弁護士会の中には、新規登録弁護士数が減少しているところもある。

以上のような求人状況の裏付けとなっている業務量の状況は、以下のとおりである。

(2) 業務量の状況

① 裁判関連業務の状況

裁判に関係する業務では、重要な指標である地裁民事第一審訴訟受理件

数は微増傾向、家事事件はやや増加傾向、労働審判事件は横ばい傾向にある。刑事事件、少年事件などは減少傾向にあり、また、破産事件はいったん減少しその後微増傾向にある。総体としては、裁判関係事件の業務量につき大きな変化があるとまでは認められない。

しかし、交通事故損害賠償請求事件訴訟のように弁護士の弁護士選任率が上昇している裁判上の業務領域も見られる。これは弁護士費用保険の拡充による影響でもあり、司法基盤の整備が業務量の拡大につながっている。

業務獲得の前提指標と位置付けることができる法律相談件数については、弁護士会等における法律相談件数は横ばいないし若干減少しているが、インターネットやSNSを経由して受任している若手弁護士が増えている。

② 訴訟外業務の状況

前記に加えて、訴訟外業務の顕著な拡大が認められる。

経済的基盤調査の結果によれば、2009年から2019年までの10年間で、非紛争案件のうち財産管理案件（破産管財、後見人等）以外による収入（契約書案件等）が、東京のみならず、大阪・愛知県、高裁所在地、高裁不所在地のいずれにおいても増加している。

また、近年のグローバル化の進展やコンプライアンス及びガバナンスの強化などから、企業における法務機能拡充の動きにも影響を受けて、(1)記載のとおり訴訟外の企業法務等の業務比率の高い大規模事務所の求人が増加するとともに、組織内弁護士の増加も顕著である。このような傾向は今後も継続するものと思われる。

さらに、若手弁護士は、多様な価値観を基に、裁判以外の分野において、社会の多様な需要に対応すべく、創造的かつ果敢に新規分野の業務を拡大させている。

(3) 弁護士数と収入・所得との関係

弁護士の経済的基盤の状況について見ると、弁護士人口は、1979年は1万1206人であったものが、2019年には4万1118人と一貫して増加しているが、収入・所得は上下しており、収入は2019年までに、所得は2017年から増加が見られる。

2009年時点と2019年時点を比較すると所得は減少しているが、一方で、この数年は所得の増加も見られる。今後の推移に留意する必要があるものの、弁護士が増えると収入・所得が下がるという関係には必ずしもな

い。

(4) 結論

以上によれば、現在の裁判関係業務の業務量に大きな変化はうかがわれな
いとしても、訴訟外の領域での業務が拡大しており、求人状況は大幅に改善
している。このような求人量に反映される業務量はあるものと推認される。

第2章 司法基盤整備の状況について

1 はじめに

2012年提言では、「司法基盤の整備」に関しては、社会に広く潜在的に
存在している法的需要を現実化していくものと位置付けられ、潜在的な法的需
要が司法制度や弁護士の利用に結びつくためには、弁護士の増員や弁護士自身
のアクセス改善の努力とともに、司法制度や弁護士の利用が市民にとって魅力
的でアクセスも容易である制度的枠組みを作ることが必要であると指摘されて
いる。

また、2012年提言は、当連合会が従前から提言している裁判官・検察官
の大幅増員や民事司法改革の諸課題、すなわち裁判所支部の充実、民事法律扶
助制度の拡充、提訴手数料の低額化及び定額化、弁護士費用保険の拡充、民事
・行政訴訟における証拠及び情報収集手続の拡充、多数の被害者の権利行使を
糾合する集団訴訟制度等の導入、原告適格等訴えの要件の緩和や団体訴訟等を
含む行政訴訟制度の改革、判決履行確保のための諸制度の改革、簡易迅速な訴
訟及び審判手続の導入、損害賠償制度等の民事実体法の改善改革、裁判外紛争
解決手続（ADR）の拡充等が実現すれば、市民の権利実現・救済は大きく前
進し、弁護士の果たす役割も増大することが期待されるとし、これらの実現の
状況等を勘案して具体的・現実的な予測のもとに適正な合格者数の決定に反映
させていくべきであるとしている。

本方針においても、「司法基盤の整備」を、司法アクセス障害を克服して潜
在的な法的需要を現実化していくための活動の総体と捉えて、その状況を検証
し、現時点において、司法試験合格者の更なる減員を提言しなければならない
状況にあるのかどうかを検討するものである。

なお、2012年提言当時における司法基盤は最終的には裁判所、ADR等
の紛争解決システムによって解決するプロセスを中心としていたところ、それ
から10年の間に社会・経済的状况には大きな変化があり、法的サービスが必
要とされる場面や内容も多様になっている。特に、訴訟外業務、予防法務等の
比重の高まりは顕著であり、司法基盤を検討するに当たっても、それらへの対

応についての検証という視点を加える必要がある。

そして、前記の訴訟外業務、予防法務を含め、弁護士の活動領域が拡大している分野では、弁護士が中核的な役割を担って紛争の予防・解決、「法の支配」の浸透のために主体的に活動することが求められる。

本来、法曹の人的基盤は、司法基盤の担い手となってこれを支える重要な土台であり、その土台の整備・強化なくしては、司法基盤が十全に整備され、機能することはないという関係にある。特にこれらの訴訟外業務等の分野においては、弁護士は、急速に変化・変動する我が国の社会・経済の底流にある様々な需要や期待の高まりに十分応え得る存在でなければならず、これらの分野の司法基盤の整備状況を検討するに当たっては弁護士の人的基盤についての検証という視点が必要である。

前記のような視点を加えて、次項において、司法基盤の整備状況について検討する。

2 司法基盤の整備状況について

(1) 弁護士費用保険と民事法律扶助の拡充

弁護士へのアクセスを改善し、潜在的需要を現実の法的需要へとつなげていくために、弁護士費用保険と民事法律扶助の拡充が重要な役割を果たすことには異論はないと思われる。

① 弁護士費用保険（司－２－１，司－３１，業－５－１－２）

弁護士費用保険は、第１章２項(3)③で触れたとおり、２０００年の販売開始から２０年を経過したが、交通事故損害賠償請求事件分野を中心として大きく発展し、協定保険会社における２０２０年の年間販売数は約２８００万件、ＬＡＣ取扱件数（全ての弁護士紹介依頼案件及び弁護士選任報告案件の登録件数を含む）は２０１９年度には約４万件となり、協定保険会社から弁護士に対する支払額は約３００億円超と推計される（当連合会と協定未締結の保険会社を含めた市場全体としての弁護士への支払総額としては４００億円超と推計される。）。

日弁連ＬＡＣによれば、その業務量の６割は、６０期代以降の若手弁護士が担い、また、地方の比率が高いことが特徴とされる。成熟しつつある交通事故損害賠償事件分野において、弁護士に対する報酬額を一定水準に保つために保険会社側と協議を続けていく必要はあるが、家事事件、インターネットトラブル事件、刑事事件など、交通事故損害賠償事件以外の多様な分野について、弁護士費用保険の拡大が見込まれており、今後も、司法基盤の一つとして、大きく成長していくことが予想される。

② 民事法律扶助（司－１－１～司－１－４，司－３２，業－１０－２）

民事法律扶助に関しては、前記のとおり（第１章２項(3)②），２０１２年には法律相談援助件数は２７万１５４４件、代理援助件数は１０万５０１９件であったが、２０１９年には法律相談援助件数は３１万５０８５件に増加し、代理援助件数は１１万２２３７件（司法書士を含んだ件数）とほぼ横ばいである。

２０１６年の綜合法律支援法の改正により、大規模災害の被災者に対する資力を問わない「被災者法律相談援助」ができ、さらに、「特定援助対象者支援事業」として、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある者（特定援助対象者）に対して資力にかかわらず法律相談を実施することとされ（資力基準を超える者には相談料負担あり）、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等の一定の行政不服申立についても代理援助の対象とすることとされるなど、法的支援が拡充された。特に、特定援助対象者支援事業は、高齢社会の進行に伴い認知機能が十分でない高齢者の法的需要が高まる中、アウトリーチによってそれらの需要を顕在化させ解決に導くスタッフ弁護士等の実践を踏まえ、地方自治体や福祉機関との連携によって司法アクセスの改善を図るツールとして制度化されたものであり、今後周知が進めば相当の利用の拡大が見込まれる。

また、給付制への転換の見通しは立っていないものの、償還免除の拡大等、利用者の負担減の方策がとられつつある。

他方、例えば公的年金に係る行政不服審査が前記「特定援助対象者支援事業」の対象となっていないなど、民事法律扶助の対象者・対象範囲を更に拡大・拡充するなどして司法アクセスの改善を図る必要のある分野がまだ多く残されていること、立替基準（報酬）に関しては弁護士の労力の評価・反映という点では不十分であり、担い手の持続的な確保のためにも改善が必要であることなどの課題もある。

③ 今後の取組

弁護士費用保険に関しては前記のように成長が見込まれ、今後、市民への認知度が高まり司法基盤として拡大した場合、その担い手となる多数の弁護士が必要となるものと思われ、弁護士に対するアクセス障害が生じないように、弁護士体制を整備すべき必要性が認められる。

また、民事法律扶助に関しては、高齢社会の進行や格差の拡大の中で司法アクセスを確保するために民事法律扶助の対象者・対象範囲を更に拡大

・拡充することが必要である。その担い手である契約弁護士は2012年の1万7863人から2019年には2万3740人に増加しているが、民事法律扶助の拡大・拡充を求めていくためにも、今後も契約弁護士を順当に確保できるような体制整備をする必要がある。

(2) 地域司法と過疎偏在問題への取組

① この間の取組（司－3－1，司－3－2，司－18～司－22，司－39）

裁判所支部の機能強化は、居住する地域によって提供可能な司法サービスに差が生じないようにし、「裁判を受ける権利」を実質的かつ平等に保障するために必要である。当連合会は、これまで、2003年10月に「裁判官及び検察官の倍増を求める意見書」を、2005年11月に「裁判所支部の充実を求める要望書」を、2012年7月に「裁判所支部機能の拡充に向けての取組方針」を取りまとめ、裁判官・検察官の増員と裁判所支部の充実を訴えて取組を続けてきた。2014年9月から開始された当連合会と最高裁との間の民事司法改革に関する協議の中で、労働審判取扱支部の拡大（浜松，松本，福山）や裁判官非常駐支部の常駐化（出雲）などが実現したが、まだ多数の課題が残されている。

② 今後の取組

当連合会は、引き続き、裁判官・検察官の増員と労働審判実施支部の拡大、裁判官非常駐支部の常駐化を求めるとともに、合議事件取扱支部の拡大、支部の新設・復活、支部の本庁化、独立簡裁への家裁出張所設置、行政事件・簡裁控訴事件の支部での取扱の実現、執行事件等の本庁集約、支部管内の刑事事件の本庁起訴等の問題に取り組み、裁判所支部機能の強化を粘り強く訴えていく必要がある。このような取組が、地域における司法アクセスを向上させるとともに、裁判所支部の紛争解決機能を高め、司法の利用を増やすことにつながる。特に、裁判官・検察官の増員は、地域司法の機能を強化するための人的基盤であり、当連合会がかねてから訴えてきたところであって、その財政的な裏付けとなる司法関連予算の増額と合わせて、取組を強化していく必要がある。

また、地域司法を拡充させるには、裁判所の態勢のみならず、弁護士の態勢についても、不断の検討が必要である。2012年5月25日の総会決議「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議－真の司法過疎解消に向けて－」でも、日弁連ひまわり基金創設に始まり、全国各地の法律相談センター設置、公設事務所の開設、経済的支援導入と続い

てきた弁護士過疎・偏在の解消に向けた取組は、裁判所支部の機能強化と一体であるべきことが示されている。司法の担い手である裁判所と弁護士の態勢がともに整備・強化されることによって、両者が地域の司法を支えていく基盤となる。

司法過疎問題は弁護士人口が増えることで直ちに解決される問題ではないが、地域の弁護士態勢と法的サービス提供が持続的かつ安定的であるべきことには論をまたない。国に基盤整備の拡大を求めて行くとともに、弁護士法第72条で法律事務を独占している者としての責務を果たしていくことが必要である。

- (3) 訴訟新受件数の推移と司法基盤の拡大による弁護士業務の変遷（業－1－2，業－1－2－2，司－10－1，司－10－2，司－30，司－33，司－34）

地裁民事第一審通常訴訟の新受件数は、第1章2項(1)①のとおり、2010年に22万2594件であったが、2019年には13万4934件となり、8万7660件（39.38%）減少した。もっとも、過払金等事件を除くと、新受件数は、2010年の9万2417件から2019年には9万6132件となり、3715件（4.02%）増加した。

最高裁による「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（第5回）によれば、裁判所案件については、単純平易な事件の割合は減少し、複雑困難な事件の割合が増加しているとのデータが示されている。

また、前記のとおり（第1章2項(6)）、弁護士個人の民事事件の業務別事業（営業等）収入の総額は、10年間で予防法務等の訴訟外業務及び交渉等の訴訟外事件について5%～30%程度の増加が見られた。これに当該収入総額に反映されていない組織内弁護士及び10年間で法人数及び社員・使用人弁護士数がそれぞれ約3倍に増加した弁護士法人による予防法務・交渉等の業務も加えると、訴訟外業務及び訴訟外事件の弁護士業界全体の業務に占める割合は更に増加しているものと考えられる。

前記弁護士個人の民事事件の業務別事業（営業等）収入、組織内弁護士数・弁護士法人数の推移及び裁判所案件として複雑困難な事件の割合が増加していることを踏まえると、司法基盤の拡大は、予防法務の浸透や典型的事件の交渉段階での解決の増加をもたらし、紛争自体の予防や紛争が生じた際の早期解決として社会に広がりを見せつつあると考えられる。

訴訟外の業務については、後記（6）で更に検討する。

- (4) 2012年提言が掲げるその他の民事司法改革の諸課題について（司－4

5, 司－46)

2012年提言では、司法基盤の整備状況を検討するに当たり、その実現状況を勘案すべき民事司法改革の諸課題として、既に掲げたもののほかにも、提訴手数料の低額化及び定額化、証拠・情報収集手続の拡充等を挙げている。

これらについては、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事裁判手続の立法化、財産開示手続の見直しや第三者からの情報取得手続の新設等を含む民事執行法の改正など、一部実現できたものもあるものの、訴訟事件数に大幅な増加はなく、司法予算が伸び悩む中で、多くのものについて実現への道程はいまだ途上にある。2020年には「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」において、今後の方向と具体的政策を示す取りまとめがなされ、更に検討を進めることとされており、また、当連合会、最高裁及び法務省による「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会」においても、検討が続けられている。

このような厳しい現状を正しく認識することは必要であるが、民事司法改革が不十分であることを踏まえつつ、市民の権利実現・救済を後退させず、弁護士のみならず役割を増大させ、地域司法の充実の維持につながる方策を考える必要がある。

(5) 法律援助事業の状況（司－51）

① 現状とこの間の取組

当連合会では、市民が貧困等を理由として自ら弁護士を選任することが困難であるにもかかわらず、公的制度の対象外となっている事案のうち、人権救済の観点から、九つの類型について、弁護士費用を援助する法律援助事業を行っている。そして、その事業の実践を通じて国費・公費化の必要性を訴え、その結果、2014年には国選付添人の対象事件が死刑・無期又は長期3年を超える懲役・禁錮の罪の事件まで拡大され、2018年には被疑者国選弁護の対象事件が勾留全件に拡大された。

少年・刑事事件以外の事業でも実績が重ねられており、「被害者法律援助事業」では、犯罪被害者の権利の保障のために、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族のうち、一定の資力要件を下回る者を対象に、2007年から弁護士報酬や費用等の援助を実施している。これは、公判段階での国選被害者参加弁護士制度や加害者に対する損害賠償請求に関する民事法律扶助の利用ではカバーされない、被害発生直後の早い段階

からの様々な法的支援の必要性に応えるものであって、2012年には895件であった利用件数は2019年には1645件と、2倍近く増えている。

当連合会では、被害者法律援助事業の必要性、有用性を踏まえ、2012年に「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」を公表し、国費化を求めて取り組んできた。そのような中で、2018年に施行された改正総合法律支援法では、DV（配偶者からの暴力）・ストーカー・児童虐待等（特定侵害行為）の被害者に対する法律相談援助が創設され、国費により賄われることとなった。しかし、同制度は特定侵害行為のみを対象とし、また、援助内容も法律相談のみにとどまっており、限定的なものとなっている。そこで、当連合会では引き続き国費化を求める取組を進め、2020年に法務省に設置された「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」でもその必要性を訴えるなど、努力を続けているところである。

② 今後の取組

今後もワンストップ支援センターの整備や地方公共団体における犯罪被害者支援条例の制定、関係機関と弁護士会・弁護士との連携等の進展により、弁護士による犯罪被害者に対する法的支援が一層必要とされることが見込まれる。その担い手を安定的に確保していくために、併せて、実績を更に積み重ねて国費化を実現していくために、今後もこの分野における人的基盤を整備する必要がある。

また、在留外国人の増大や児童相談所での児童虐待相談対応件数の急増、格差の拡大による生活困窮者の増加等の社会状況を考えると、「外国人に対する法律援助事業」や「子どもに対する法律援助事業」、「高齢者、障がい者及びホームレスに対する法律援助事業」など、他の事業による法的支援についても、実践の継続・拡大とそれを踏まえた国費化・公費化の実現（児童虐待に関しては、前記のとおり、総合法律支援法の改正によって一部について国費により賄われることになっている。）が求められている。

(6) 訴訟外業務、予防法務を含む弁護士の活動領域の拡大

2項(3)で述べたとおり、2012年提言後の10年間で、法的サービスが必要とされる場面やその内容は多様になり、弁護士の活動領域が拡大し、訴訟外業務、予防法務等の比重が増加している。その具体的な状況を検討する。

① 企業内弁護士（業－14，業－26－2，業－26－3，司－37，司

－ 5 4)

ア 直近 10 年間の変化

第 1 章 3 項 (2)①でも述べたように、2019 年の日本国内の企業内弁護士は 2418 人で、2010 年の 428 人から大幅に増加した。また、その構成比を見ると、60 期代が 78.4%、70 期代が 10.5% であり、60 期代以降の若手弁護士が、全体の約 9 割を占め、毎年 200 人程度増加していることから、司法試験合格者数が大幅に増加した以降に登録した弁護士が多くこの業務領域に新規参入していることが分かる。

企業内弁護士の雇用主となる企業側の団体である経営法友会の「第 1 2 次法務部門実態調査 中間報告」（調査期間 2020 年 8 月 3 日～同年 11 月 20 日）によれば、2015 年の前回調査以降、法務部門に所属する日本の弁護士資格保有者の数については、在籍企業・人員ともに、一貫して増加傾向が見られ、弁護士資格を有する者に加え法科大学院出身者の採用も進んでいる。法務部門以外に、企業内弁護士を配置する動向も進んでおり、在籍する企業、人員ともに、継続的に増加している。企業による弁護士の採用も、未経験者より法実務経験者が求められる傾向があるものの、全体として前回調査よりその意欲を強く示す企業の割合が増加している。

日本組織内弁護士協会（JILA）からのヒアリングでは、現時点において、上場企業は約 3800 社あるところ、企業内弁護士は約 2700 人（2020 年時調査、上場企業以外の法人に勤務する者も含む。）に留まっており、また、司法試験合格者が 1500 人程度となった直近数年においては、採用を希望する企業の求人に対し、企業内弁護士としての応募数が不足し、企業内弁護士の業務領域においては、新規参入者が不足しているとの指摘があった（司－37）。

企業内弁護士の年収は、当連合会の 2018 年時調査によると、「500 万円～750 万円未満」が 32.2%（187 人）と最も多く、「750 万円～1000 万円未満」が 21.9%、「1000 万円～1250 万円未満」が 14.3%、「1250 万円～1500 万円未満」が 9.6%、「250～500 万円未満」が 7.7%であった（業－26－2）。なお、日本組織内弁護士協会（JILA）の 2020 年時調査によると、「750 万円～1000 万円未満」が 28.3%と最も多く、「1000 万円～1250 万円未満」が 22.8%、「500 万円

～750万円未満」が22.5%、「1250万円～1500万円未満」が7.6%、「250万円～500万円未満」が3.6%となっている（業一26-3）。

企業内弁護士を志望する者は、その動機として、ワークライフバランスの確保や企業活動の現場での業務に対する魅力を挙げる者が多く、企業内弁護士の業務領域が発展することで、弁護士としての新しい働き方も生まれている。

また、企業内弁護士の増加と社外弁護士の業務の関係について、前記の経営法友会の調査結果によれば、社外弁護士を利用する機会が5年前に比して増加したと認識している企業が4割を超えている。他方、社外弁護士に対する支払額も増加したという企業がほぼ半数に及んでおり、企業内弁護士の数の増加が社外弁護士の業務量の減少につながる関係ではなく、むしろ相互補完の関係にあることがうかがわれる。

イ 今後の取組

企業内弁護士の分野は、弁護士の増加に伴って著しく発展した業務領域の一つであり、当面、企業側の需要も増加することが見込まれ、新規に生み出される弁護士を受け入れる司法基盤として、一層の拡大が見込まれる。企業内弁護士の活動は、法律事務所に勤務する弁護士と同様、弁護士倫理による規律を受けることから、社会正義の実現や人権擁護といった視点を企業の経営に生かすために有用なものであり、弁護士の活動領域として発展させていく必要がある。

② 大規模事務所における業務提供（司一41、業一38）

第1章2項(6)で述べたとおり、企業法務を主に扱う大規模法律事務所は、大型案件増加とフルサービス（企業活動に関する全ての法律分野を扱う。）提供、専門性追求、遵法（コンプライアンス）経営などの訴訟外業務を中心とした要請に応え、新規登録弁護士の採用を拡大している。5大事務所への新規登録弁護士数は、2011年に約80人であったところ、2017年以降約190人～210人となっている。また、これらの事務所から独立した弁護士による同種業務を取り扱う中小法律事務所も生まれている。

この状況は、4大都市圏への新規登録弁護士の集中の傾向の一因となっている。訴訟外における法的な需要の拡大を踏まえるならば、今後もこれらの業務を中心として取り扱う弁護士層を生み出していくことも前提とした法曹人口政策を考える必要がある。

③ 中小企業に対する法的支援（司－５－２，司－３５，司－３６）

ア 中小企業の弁護士ニーズに関する現状と分析

中小企業に対する訴訟外の業務を含めた法的支援は、当連合会として従前から取り組んできた分野である。

中小企業であっても、業務活動に関連して弁護士の関与を必要とする分野は、国際業務も含めて広範囲に及ぶと考えられ、潜在的には弁護士ニーズは相当程度あると考えられる。

しかし、中小企業における業務ニーズ（現在又は将来における重要な業務・課題）がある分野のうち、法的な要素を含む分野（例えば「コンプライアンス体制の整備・維持」など）であるにもかかわらず、弁護士の利用（将来的な利用を含む。）に必ずしも積極的ではない分野があるとの指摘がある（「中小企業の弁護士ニーズとアクセス障害」石田京子・法と実務16，以下「石田論文」という。）。これによれば、こうしたギャップは大企業においても存在するが、「コンプライアンス体制の整備・維持」，「人事・労務管理」，「公正取引に関する法令順守」，「契約交渉」の4分野（未顕在化分野）については、中小企業に特有のギャップとなっている。

中小企業における弁護士アクセス阻害要因については、「第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」（当連合会発行，以下「中小企業ニーズ報告」という。）では「（弁護士と）日ごろあまり接点がないため頼みにくい」という理由，心理的にも「相談しにくい」という理由，弁護士費用の問題などの理由が挙げられている。また，石田論文では，需要が顕在化していない分野について弁護士利用を否定するグループで弁護士利用を妨げているのは「費用ではなく，必要性の認識であることがうかがわれる」と指摘されている。

イ 今後の取組

中小企業ニーズ報告では，弁護士利用率には地域差があり，全体として見れば，都市化が進んだ地域ほど弁護士利用率が高く，更に弁護士会規模が大きくなればそれに比例して弁護士利用も増える傾向にあるが，都道府県ごとに見ると，必ずしも大都市で弁護士利用率が高いという傾向にはないという分析がされている。この点に関しては，中小企業ニーズを開拓する取組に地域（弁護士会）によって差がある，4大都市圏以外であっても積極的な取組が奏効している例があるとの指摘もある（司－３５）。

顧問弁護士に対する中小企業側の満足度は非常に高く（中小企業ニーズ報告）、中小企業による弁護士利用拡大のためには、中小企業に弁護士の有用性を認識してもらうことが重要である。これまで各弁護士会等で行われている取組（中小企業向けの法律相談、地域金融機関との連携、商工会議所などとの連携など）を更に強化するとともに、弁護士利用経験を持ってもらうことによりその有用性を認識してもらうことなどが考えられる。また、弁護士利用に積極的な中小企業では、弁護士に対して「外国法知識」や「外国語能力」を求める声が相当程度ある（石田論文）ということなどから、こうしたニーズに応える人的基盤の整備も必要である。

なお、経済・社会の構造が大きく変化している中、法律顧問として法的問題が生じた際に対応するという従来のスタイルではなく、予防法務、紛争解決法務及び戦略法務の観点から、弁護士が経営者と対話し、経営者の納得、決断、実行を支援する等の様々な支援のあり方も検討されている。

④ 少子高齢化への対応（司－３０，司－４９）

少子高齢化の進行について、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（第５回）（２０１３年７月１２日公表）では、高齢化は、死亡者数の増加が遺産紛争の増加に繋がり、高齢者に偏在する財産の管理等をめぐる紛争、高齢者の介護や消費者被害を巡る紛争が増加する要因となっており、少子化は、子をめぐる家事紛争が急増し、先鋭化する傾向が強まる要因となっていると指摘されている。

実際に、このような指摘に沿う状況が見られるところであり、訴訟業務か訴訟外業務かを問わず、こうした領域での対応が急速に求められている。

特に、生前の財産管理等に関しては、よりきめ細かな継続的な対応が求められるところ、独居高齢者に対しては、各地の弁護士会において、ホームロイヤー制度などの取組がなされている。これは消費者被害や虐待の防止にも効果的である。また、弁護士等の法律専門職と福祉関係者がネットワークを構築し、NPO法人を設立して成年後見人の受け皿になるなど、虐待等の困難案件にも対応できる取組がなされている。これらの取組は今後も高齢社会の進展に伴い拡充が見込まれるところ、高齢者への対応は相当期間継続が求められることから、その担い手が安定的に確保される必要がある。

⑤ 国際業務への対応（司－４０）

ア 現状とこの間の取組

情報通信技術の革新的進化と経済の急速なグローバル化に伴い、海外進出、海外取引先との輸出入、販売店・代理店取引及び生産委託等のいわゆるアウトバウンド事業に積極的に取り組む企業が規模を問わず全国各地に広がっており、また、インバウンドについても外国企業の対日進出が活発化している中、海外からの投資受入れ、対日進出した外資系企業との取引・提携等、渉外的な国内事業に関わる中小企業も増加しており、それに対応する法的サービスの提供が求められている。

当連合会では２０１２年から中小企業国際業務支援弁護士紹介制度を設け、弁護士紹介・相談事業を行っている（当初は試行、２０１６年４月から正規事業化）。現在では１３の都道府県で実施し、独立行政法人日本貿易振興機構、株式会社日本政策金融公庫、東京商工会議所等の関係機関と連携し、これらの団体が支援する中小企業等への支援弁護士の紹介に応じるなどしており、２０２０年までの利用件数は累計で約４００件となっている。また、埼玉や大阪、愛知、福岡などで独自の弁護士紹介等に取り組んでいる。

イ 今後の取組

この分野での弁護士の関与はいまだ不十分であり、前記の支援弁護士紹介制度実施弁護士会の拡大や各地での弁護士・弁護士会と関係団体との連携強化等が求められている。この分野でのニーズに関しては地方も例外ではなく、弁護士一人当たりの輸出企業数が全国上位の県において、市の商工会議所との連携の中で海外業務へのニーズに気づいた弁護士が、独学でスキルを磨き、現在はコアとなって同県の国際業務を進めているという例もある。

このような、中小企業の海外展開に対して法的支援を提供できる弁護士を全国的に育成・確保することが必要である。

⑥ 在留外国人への対応（司－５０）

ア 現状とこれまでの取組

中長期の在留資格を有する外国人住民は、２０００年末は１５９万４００１人であったところ、２０１０年末に２０８万７２６１人、２０１９年末に２９３万３１３７人と増加している。

２０１８年には、地方の農林水産業など非熟練労働者の就業者不足が顕著となったことを受けて、「特定技能」の在留資格が創設され、全国

各地で外国人労働者の受入れが進むことが想定されている。同年、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を閣議決定し、外国人労働者受入れと並行して国と自治体が共生のための総合的施策（予算総額211億円）を進めることとなった。その一環として、国は、一元的相談窓口の整備に取り組む自治体に「外国人受入環境整備交付金」を交付しており、ここでの相談には法律相談が含まれ、弁護士会から相談担当者を派遣するなどしている。

在留審査許可件数は2009年80万3306件から2019年138万1799件（再入国許可を除く。）となり、涉外離婚関係事件は2000年1567件から2019年2014件（司法統計）となった。

外国人関係事件を受ける体制として、前記の一元的相談窓口での相談が設置されつつあり、4大都市圏を中心として弁護士会の専門相談窓口もある。また、外国人ローヤリングネットワーク（LNF）は、メーリングリストによる事例相談の場を提供し、ゼミの開催等を行っているが、その会員弁護士数は、2009年5月時の240人から、2020年3月末時点で1667人となった。

外国人技能実習生問題連絡協議会は、全国で案件を抱え、2020年3月時点の会員弁護士は、38弁護士会に所属する166人（うち60期以降112人）となっている。

イ 今後の取組

今後、外国人労働者が全国で生活する状況になることが想定され、これに対応して、一元的相談窓口などと連携しながら外国人からの相談体制、受任体制を構築することが必要となる。また、これらの外国人を受け入れる中小事業者には多くの規律が求められるため、受入事業者への法的支援を担う弁護士が必要となる。

難民事件や在留特別許可事件等の公益的事件を担う弁護士の多くは、涉外家事事件や正規在留関係事件も受任していることが多い。今後も外国人関係事件総体の弁護士による受任体制を拡大することが、公益的事件への対応能力の拡大にもつながると考えられる。

⑦ 若手弁護士の活動の広がり（司－42，司－43，司－52，司－53）

今や弁護士の半数を占める法科大学院世代の若手弁護士を中心として、従来の訴訟・紛争を中心とする弁護士業務のみでなく、新しい分野を切り拓く活動や、従来とは異なる弁護士の業務のあり方など、弁護士業務の多

様性が顕著になりつつあるとの指摘がなされている。海外駐在，司法過疎，児童相談所，スポーツ，企業内・自治体内弁護士，医療福祉関係など様々な分野で多彩で厚みのある取組が展開されている。

また，人口検証本部2021年度第2回全体会議では，以下の3件の活動例についてヒアリングを行ったが，いずれも社会のニーズにも即応した継続性のある新しい業務分野の開拓であり，自ら新たな司法基盤を形成していくことを志向している。

ア 「社会問題の解決を目指す訴訟」の支援のためのウェブプラットフォームを運営する団体。いわゆる公共訴訟や訴訟費用の問題から泣き寝入りを余儀なくされている事件に対して，クラウドファンディングによる訴訟費用を含む支援の場を広く市民に提供することで，社会的課題の解決を目指す訴訟に取り組みやすくなるよう支援している。

イ 弁護士らが社会福祉専門職や医療専門職と共に立ち上げた団体。トラブルに巻き込まれた障がい者を有する依頼者に対して，医療・福祉的なサポートを併せて提供することで，法律だけでは解決できない社会生活上の困難を抱えた人々にアウトリーチすることを目指している。

ウ 社会起業家，すなわち社会的課題を事業によって解決しようとする企業等に対して，スタートアップ支援をしている法律事務所。シビックテックや官民連携，救命救急，子ども・若者支援などに取り組む社会起業家を支援している。また，社会起業家向けのシェアオフィスを法律事務所に併設・運営している。

(7) 司法基盤整備に向けた日弁連の取組

総合法律支援本部，日弁連LAC，日弁連公設事務所・法律相談センター，裁判官制度改革・地域司法計画推進本部及び民事司法改革総合推進本部，男女共同参画推進本部，国選弁護本部をはじめとする司法基盤整備の取組は，日弁連中小企業法律支援センター，法律サービス展開本部，中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループ等の業務拡大や業務改革の観点を取り入れて，多くの委員会活動等を通し，展開してきたところである。加えて，刑事・少年事件の司法基盤整備として，被疑者国選が勾留事件全件に拡大されたことを踏まえ，今後，逮捕段階からの被疑者国選が導入されたときの対応態勢が課題となっており，実現のために必要な弁護士体制の確立が求められることも言うまでもない。これらの取組を更に拡充・深化させていく必要がある。

他方，司法基盤整備の人的側面としては，他学部出身者，社会人経験者な

ど多様な経験やバックグラウンドを有する人材を受け入れ、法曹の多様性を確保することが求められる。さらに、女性法曹の増加は、女性弁護士の活動領域の拡大、司法におけるジェンダー・バイアスの排除のため必要不可欠であり、弁護士・弁護士会や司法への国民の信頼を高める重要な意義を有するとともに、市民が女性弁護士へアクセスしやすくなり、より利用しやすい司法の実現に資する。しかるに、弁護士における女性割合は未だ20%を達成していない。かかる状況であることを踏まえ、当連合会は、女性法曹の増加に向けた取組を更に進めなければならない。

3 司法基盤の捉え方

(1) 司法基盤における三つの領域とこの間の展開の特徴

これまで見てきたように、2012年提言から10年の間に社会・経済的状况には大きな変化があり、法的サービスが必要とされる場面や内容も多様化し、それに対応するための司法基盤も拡大している。この拡大発展しつつある司法基盤は、司法のプロセスに即して以下のような領域に整理できる。

- ① 社会内の潜在的紛争が顕在化する端緒となる領域
- ② 顕在化された紛争が裁判所、ADR等の紛争解決システムの中で終局の司法解決に行きつく領域
- ③ その中間に広がる領域

①の領域では、弁護士が関与する法律相談体制を社会内に広く整備することが必要である。そして、②の領域では、裁判所支部を含む地域司法の充実化を進める必要があり、担い手となる裁判官・検察官の増員という人的体制の強化が不可欠となる。

また、③の領域は、従前は①と②をつなぐものという位置付けであったところ、この間大きく発展し、従前の位置付けに加え、②の紛争解決システム以外の助言・交渉等の多様な方法での紛争解決や紛争の予防のための法的サービスの提供等を含み、更に非紛争業務へと拡大している。

ここでは、主な役割を担うのは弁護士である。特に、活動領域が抜本的に拡大している中で、弁護士は様々な分野・領域で、顕在化した紛争を裁判所等の紛争解決システムへと導くための業務を行うことに加え、訴訟外業務の中で紛争の予防・解決を図り、自らが主体となって「法の支配」を浸透させる活動に取り組んでいる。

これまで述べてきたことを整理すると、弁護士の活動領域の拡大という面においては、企業内弁護士や自治体等の任期付公務員の増加、中小企業の相談・法律支援や海外展開支援の取組、在留外国人の法的支援の取組等が広が

りつつある。他方、弁護士業務・活動を通じた裁判所等による司法的解決へ導くこと、「法の支配」の浸透という面においては、法テラスのスタッフ弁護士等が、各種関係機関との連携関係を築きながら、アウトリーチを行うという司法ソーシャルワークの活動を展開しているほか、既に様々な分野・領域において、若手弁護士層を中心に、新たなビジネスモデルの創設にもつながる我が国の社会・経済構造の急速な変化・変動に対応した多様な形態の取組が広がりつつある。

(2) 司法基盤整備の進捗と法曹人口の関係

会内意見の中には、弁護士人口の増加に対して司法基盤の整備が追い付いておらず、毎年1500人程度という司法試験合格者の数は、司法基盤の整備の進捗に比して過剰であり、弁護士人口増加をペースダウンすべきであるとの意見もある。

しかし、(1)の①～③に整理した司法基盤の三つの領域のうち、この間最も拡大し、訴訟外業務や予防法務等の現実の需要の拡大を生み出している③の中間に広がる領域においては、弁護士の業務・活動が中核的な位置を占める。この間、多くの弁護士が様々な分野・領域に活動範囲を広げ、その業務・活動形態も、アウトリーチなどニーズに即した柔軟で多彩なやり方を工夫し、訴訟外における様々な問題の解決や紛争の予防等の業務を行うようになってきている。すなわち、この分野における司法基盤の整備やこれに伴う業務量の増加は、弁護士の前記のような主体的な活動によって進展する。そして、企業内弁護士について、上場企業は約3800社あるところ、企業内弁護士数は約2700人（上場企業以外の法人に勤務する者も含む。）に留まっており、弁護士の活動領域の拡大や業務・活動形態の多様化の取組はまだその途上である。したがって、引き続きこれらの取組によって司法基盤の整備を進めていくことが必要である。

なお、2012年提言が司法基盤の整備や業務量への波及について「具体的・現実的な予測」の基に考えるとしているのは、同提言における「司法基盤」が最終的には裁判所、ADR等の紛争解決システムによって解決するプロセスを中心に捉えられており、その整備には立法や予算的措置が必要であることが重視されていたためだと考えられる。

しかし、前記のとおり、弁護士の多様かつ柔軟な活動によって、必ずしも立法化や予算措置を直ちには必要としない訴訟外の業務などが発展していくとともに、こうした活動の積み重ねを通じて、新たな社会的システムや法律制度という形での司法基盤が形成されていくのであり、またそれを追求してい

かなければならないことに留意すべきである。

(3) 司法基盤と採算性の問題

- ① 司法基盤に関連して、潜在的なニーズがあっても、そのニーズを持つ市民が弁護士や司法制度の利用に伴う経済的コストを負担できない、あるいは請求額が少額であってコストに見合わない、という問題の克服がなされなければ、弁護士人口が増えても現実の需要増大は望めない、という指摘がある。

確かに、経済的コストは市民の弁護士アクセスの阻害要因の一つであり、そのために当連合会は民事法律扶助の対象者・対象範囲の拡大・拡充、法律援助事業の国費化・公費化、弁護士費用保険の交通事故損害賠償事件以外の分野への拡大、消費者被害等の救済のための集団訴訟制度の拡大・拡充などに取り組んでおり、前記のとおり、それによる一定の成果も出てきている。現在はその取組の途上であり、問題の克服に向けて引き続き取り組んでいくことが必要である。

- ② また、仮にコストに関する手当がなされたとしても、弁護士の時間や労力に見合う対価になっていない場合には、その手当・仕組みは弁護士の経済的基盤を支える司法基盤とは言えないという意見もある。

確かに、弁護士による法的サービスを持続的・安定的に提供するためには、経済面での裏付けが必要である。

しかし、司法基盤の整備は第一義的には利用者である市民の視点から検討されるべきであって、経済的に困難な市民を含め、あらゆる市民に法的サービスを提供するのが司法基盤整備の目的であり、弁護士の使命である。そのことを踏まえた上で、例えばサラ金・ヤミ金被害や悪質消費者被害の問題などに見られるように、これまでも多くの弁護士が経済的には採算のとれない事案を掘り起こして粘り強く取り組み、市民の救済につながる判決を勝ち取ったり立法化を実現させたりするなどの成果を得て、その結果として弁護士の役割や活動が社会的に評価され、これらの分野を弁護士の業務として確立するということがなされてきた。

このように、市民の法的需要に応える実践に引き続き取り組むことを通じて、そうした活動の担い手を持続的かつ安定的に確保するための経済的保障の必要性に対する社会の理解を得ていくことにより、社会・経済的システムや法制度の変革を追求していくべきである。この点に関しては、前記のとおり、クラウドファンディングの活用によって弁護士費用を含む訴訟費用の支援を市民に広く求めるといった若手弁護士の新たな取組も始ま

っており、注目に値する。当連合会としてもこうした取組を行う若手会員に対する支援を行うこととしている。

4 司法基盤整備の状況についてーまとめ

弁護士へのアクセスを改善するための弁護士費用保険や民事法律扶助については、件数の増加、対象範囲の拡大が見られるなど整備が進みつつあり、民事通常訴訟における弁護士選任率の上昇など現実の業務量増加につながっている。

地域司法と過疎偏在問題については、裁判所支部機能の強化を目指す取組の中で労働審判取扱支部の増加など一定の成果はあるものの、まだ多数の課題が残された状態である。その一方で、地方の弁護士会では新規登録数の減少が始まっている。本部内には、地域の若手法曹の会務負担増を懸念する声もあった。この問題の解決は弁護士人口の増加だけで図られるものではないが、新規登録者の約1000人が東京、大阪、愛知、福岡の弁護士会に登録しているという状況において、少なくとも合格者数を現状より減員することは問題をより深刻なものにする可能性がある。当連合会としては、引き続き、弁護士過疎偏在対策に取り組むとともに、地域で活躍する法曹の魅力をより積極的に発信するなどして、法曹志望者を広く増加させる方策を講じるべきである。

民事通常訴訟の件数は大幅な増加傾向にはないが、弁護士の業務における訴訟外業務、予防法務等の比重が高まっている。この分野は、紛争の解決・予防のための弁護士による主体的な活動が中核となるところ、この間の弁護士人口の増加によって人的基盤が拡充され、様々な領域で、多様多彩な形態による活動が展開される中で、業務量も増加している。訴訟外業務の拡大を背景に5大事務所の採用増・4大都市圏への新規登録者数の集中傾向などが見られ、また、企業内弁護士の数はこの間大幅に増えているが、その数はいまだ上場企業数の7割程度であり、企業側の需要も増加が見込まれる。若手弁護士による、社会のニーズに即応した新しい業務分野の開拓も進められている。

このように、司法基盤の整備が進められる中で、業務量の増加につながるものが出てきており、特に人的基盤の拡大によって訴訟外業務、予防法務等が大きく拡大しつつあり、その傾向は全国的なものでもある（第1章2項(6)）。この途上にある現段階においては、更にこの取組を続けていくことが必要であり、司法試験合格者数の更なる減員を提言しなければならない状況にはない。

当連合会には、過去から積み重ねられてきた権利擁護の活動を継承し、認知されにくい様々なニーズを今後も社会の明るみに照らし出して、法の支配をまねく行き渡らせる使命を果たす責務がある。

社会構造が今後も大きく変化していくことが予想される中、社会のニーズに応えることにより法律事務の独占が認められている存在として、不断に業務改革を行い、市民から寄せられる司法基盤整備への期待に応えていくことを通じて、弁護士自ら、職業の魅力と誇りを更新していくことが将来の世代の担い手の確保につながっていくのである。

当連合会も、総合法律支援本部、日弁連LAC、日弁連公設事務所・法律相談センター、裁判官制度改革・地域司法計画推進本部及び民事司法改革総合推進本部、男女共同参画推進本部、国選弁護本部をはじめ、日弁連中小企業法律支援センター、法律サービス展開本部、中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループ等の多くの委員会活動等を通し、司法基盤整備のための取組を展開してきたところであるが、これらの取組を更に拡充・深化させていく必要がある。

第3章 法曹の質

1 はじめに

2012年提言に従って、質の検証をするに当たっては、まず「質」の概念が多義的な要素を含むことから、法曹養成の基本理念について言及している「司法試験法」、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律、司法修習の目的について述べる「司法修習生に関する規則」「司法修習ハンドブック」、その他「質」について言及している文献等に基づいて、「質」を検証する視点を明確にした。また、プロセスによる法曹養成を掲げた司法制度改革に対応して、その養成過程には、大学、法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院、司法試験、司法修習、資格取得後の研修等の過程が含まれ、この過程を通じて、法曹の養成が段階的に行われていくものであるから、「質」の概念を検討する際には、漠然と質を捉えるのではなく、一連の法曹養成過程のどの段階のどのような質を議論しているのかという視点も設定した。

そこで、以下、「法曹の質」を検討する順序として、まず、検討の視点を明示した上で、それぞれの視点に対応した客観的な資料を収集し、資料から読み取れる客観的な事実を明らかにした。その際、それぞれの資料から、法曹養成過程のいつの時点のどのような質が読み取れるのかという点に留意した。

これらを前提に、質の検証についてのまとめを導いた。以下、この整理に従って述べる。

なお、質の検証は、「法曹一般」ではなく「弁護士」を対象としている。

2 弁護士の質を検証する視点

(1) 質の検討の前提となる弁護士像（アイデンティティ）

弁護士のアイデンティティについては、様々な考え方があるが、質の検証に際しては、プロフェッションとしての弁護士像、すなわち、高い専門性・倫理性、公益的な役割が求められる職業像を中心に据えるべきである。

(2) 個人的要素と社会的要素（視点1）

次に弁護士の質を検証する視点としては、大きく分けて、①個々の弁護士個人に求められる質（個人的要素）と②弁護士職全体に対して社会が求める質（社会的要素）という二つの視点が考えられる。

① 個人的要素

個々の弁護士に求められる質としては、スキルとマインドという視点が考えられる。弁護士のスキルとマインドは、プロフェッションたる弁護士の基本的な属性として不可欠なものであり、スキルだけ、あるいはマインドだけあれば足りるものではなく、車の両輪として、双方の要素が共に重要である。2012年提言においても、「弁護士には市民から信頼されるに相応しい学識、応用能力と弁護士職の公共的性格の自覚が求められる」との指摘があり、スキルとマインドの双方が必要とされている。

スキルやマインドに関する視点としては、次のようなものが考えられる。

ア スキル

- 多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識（条文・判例・学説等に関する知識，学識）
- 事例分析能力・法的議論能力・応用能力
- 文書作成能力
- 口頭表現能力
- コミュニケーション能力（必要な事実を聞き出す能力，信頼関係構築能力）
- 人を説得する能力，納得させる能力

イ マインド

- 高い職業倫理（弁護士職務基本規程上の義務と規律の遵守）
- 弁護士職の公益的性質の理解（プロフェッションの要素）
- 品位，共感力，チャレンジ精神，豊かな人間性，見識

② 社会的要素

次に、社会的要素として、次のような視点が考えられる。

- 法の支配の担い手としての役割（ニーズへの対応，過疎偏在対応，組織内弁護士，国際的分野，新分野，先端分野への進出）
- 公益的な役割（人権擁護，国選，扶助，社会的弱者への対応）
- 信頼される職業であること（高い専門性，倫理性）

(3) 時間的な視点（いつの時点の質か，視点2）

弁護士の質を議論するに際しては，それぞれの議論において念頭に置いている質が，プロセスとしての法曹養成過程におけるいつの時点の質を問題にしているかという視点が重要である。

時間的な視点としては，例えば，法科大学院入学時，卒業時，司法試験受験時，二回試験受験時，弁護士登録時，弁護士登録3年後，同5年後等の視点があり得ることから，それぞれの資料がいつの時点の質を検証する資料なのかという視点をもつ必要がある。

(4) 定量的な視点と定性的な視点（視点3）

資料の性質の整理として，質を定量的に捉える（数値で捉えることができる）資料か，あるいは定性的に捉える（数値では表せない性質に着目する）資料かという視点も必要である。

(5) 質を担保する制度の整備状況という視点（視点4）

質そのものには直接的に捉えにくい側面があることから，質を維持・向上させるための制度（プロセスとしての法曹養成制度，弁護士登録後の研修制度，綱紀・懲戒制度等）の整備状況，充実度（制度が整備・充実していれば質の維持，向上が図られている蓋然性が高いと言い得る。）という間接的な論証の視点から，検討することができる。

(6) 視点についてのまとめ

以上の視点を前提に，基本的には，視点1「個々の弁護士に求められる質と社会が弁護士職に求める質」を基本にして，視点2ないし4の要素をも加味しつつ，以下において，収集した資料から読み取れる内容を整理する。

なお，2012年提言は，「法曹志望者の減少は長期的に法曹の質の低下をもたらす徴候である」とし，「法曹養成制度の全体的見直しにより，法曹志望者の反転増加を引き起こせたかどうか」を検証するべきであるとしている。

「法曹志望者の減少は長期的に法曹の質の低下をもたらす徴候である」という点については，2012年以降，法曹志望者が減少したことで，法曹の質が経年的に低下していると言えるかどうかを，具体的な事実に基づいて検証することとし，そのために，前記(1)～(5)に示した視点から資料を収集

し、そこから読み取れる客観的な事実を明らかにした上で検討した。一方で、「法曹養成制度の全体的見直しにより、法曹志望者の反転増加を引き起こせたかどうか」という点については、現時点ではいまだこうした状況が認められないものの、今まさに集中改革期間における検討を経て、法曹養成制度の中核である法科大学院制度の新たな改革（法曹コース、飛び級、早期卒業、在学中受験等）が緒に就いたところであることから、まずはその成果を見定めるべきである。

3 資料とそこから読み取れる内容

(1) 個々の弁護士に求められる質

① スキル自体の検証

ア 司法試験答案の分析から質の変化が読み取れるか

経年的な変化を、直接的かつ客観的に明らかにする資料と評価できるものは見当たらない。関係する資料としては、司法試験委員会が公表している考査委員の採点実感があるが、これは、受験生に対して、どのような答案をどのように評価しているのかを伝えて、日々の学修に役立ててもらうことを目的に作成されているもので、基本的に当年度の答案について述べられているため、質の経年的な変化に関する言及はほとんどない。また、法科大学院協会が実施している司法試験に関するアンケートも、当該年度の試験内容を適切と評価するかどうか、その理由につき回答するもので、そこから質の経年的な変化を読み取ることはできなかった。

イ 司法試験の合格点、平均点、中央値、偏差値の推移（質A-4-3，質A-22～質A-25）

資料から、合格点は、2009年以降、65点上昇した年、80点下降した年などばらつきがあり、多くは5点～15点の間で上昇・下降している。

司法試験の合格点、平均点、中央値は、受験者母体の試験学力によって上下すると考えられるが、試験内容、配点割合などの影響も大きいと思われ、点数の絶対値を単純に比較しても、そこから質の変化は読み取れない。

この点に関し、司法試験の合格点が平均点よりも低い年があるということを経験として、質の低い者が合格しているという意見があったが、受験者母体の質（試験学力という意味の質）が高ければ、平均点の方が合格点より高いという現象が生じうることは否定できないから、受験者

母体の質を離れて、平均点と合格点の関係のみによって、質の善し悪しを評価することはできない。

また、偏差値（標準偏差）の推移から、質の変化を読み取るべきであるという意見もあったが、偏差値は、特定の受験者がその試験における平均点（偏差値50）から、どれだけ離れているか（偏差）を測るものであり、試験問題も受験者母体も異なる別の年の試験の偏差値（標準偏差）を比較しても、そこから質自体の変化を読み取ることはできない。

ウ 司法試験合格率の推移（質A-4-2）

資料によれば、司法試験合格率は2006年から2011年は下降していたが、2011年から2016年は横ばい、2017年からは上昇傾向にある。しかし、毎年受験者母体は異なっており、その中の合格水準に達した者の数で合格率は決まることから、合格率だけから質の変化は読み取ることはできない。

エ 司法研修所教官、法科大学院教員の実感

最高裁司法修習委員会の議事録にも、司法修習生の質の経年的変化について言及した部分はなく、実感については、信頼できる客観的なデータと言えるものはなかった。

この点に関し、教官、法科大学院教員などからその実感として、質の低下が語られていることから、法科大学院生や司法修習生の質が落ちたと言えるのではないかという意見があった。しかし、このような「実感」は資料として客観化することが難しい上、むしろこれと異なる評価をする意見もあることから、質の変化の根拠とすることは適切ではない。

オ 司法研修所二回試験の不合格者数の推移（質A-6-2）

資料によれば、58期・59期の不合格者の割合は1%未満であったが、60期、61期は6%程度に増加した。しかし、それ以後は減少し、70期以降は1%未満となっている。合否の基準が公開されていないこともあり、ここから直ちに質の変化を読み取ることはできない。

カ 弁護士になった後の知識・能力（質A-7）

弁護士のパフォーマンスについて、「弁護士の民事訴訟におけるパフォーマンス評価：法曹の質の実証的研究」では、弁護士の修習期との間には統計的に有意な関連性は見られず、修習期が大きくなる（弁護士経験年数が短くなる）と、尋問が下手になるとか上手になるとかいった関係は探知されなかったとされ、必ずしもベテランの質が高いわけではな

いという評価が導かれている。

キ 小括

以上の収集検討した資料及びそこから読み取れる内容から、弁護士のスキル自体が低下していると結論を導くことはできなかった。

ところで、スキルの面の質を検証する場合、往々にして議論が司法試験時のみにフォーカスされがちである。確かに、司法試験法は、司法試験について、法曹となろうとする者に「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」としているところ、前記アないしウのとおり、現状の司法試験における合否判定のあり方がこの目的に適っていないとする事情は見当たらないが、法曹に必要とされる資質のすべてが、司法試験の限られた試験科目と試験方法のみで判定し得るものではない。弁護士の質は、法科大学院－司法試験－司法修習

（二回試験）－弁護士登録後の研修なども含めた広い意味での養成プロセスによって高められていくことから、一点（ある時点）だけに注目して検証するべきではなく、法曹養成過程全体を通じて検証するという時間的な視点が不可欠である。この考え方は、2012年提言が、プロセスによる法曹養成という新しい法曹養成制度が「法曹の質」を維持する上で十分に機能しているかという観点から検証を提言していることとも合致しているものと言える。

② スキルを担保する制度の整備状況の検証

ア 法科大学院受験者数及び入学者数の推移（質A-1-1～質A-1-3）

資料からは、法科大学院の志願者数は2018年までは減少傾向にあり、2019年に増加をしたものの、2020年は一旦減少したが、2021年は再び増加していることが分かる。また、早期卒業・飛び入学による既修者コースへの入学者数は、2014年17人が2019年には87人と5倍になった。入学者のうち法学未修者コースの社会人経験者の割合は、2004年は約50%であったが、その後低下し、2006年以降は、2019年を除き、いずれも30%前後である。

このような志願者数の減少に関して、法科大学院の受験者、入学者数が減っているにもかかわらず、司法試験合格者数を1500人程度に維持した場合、合格者の質が落ちるはずだという意見があった。

しかし、法科大学院の定員が絞られていることもあって（質A-2-1）、入試競争倍率はおおむね2倍以上が維持されており、法科大学院

の受験者が減ったからといって、法科大学院への入学が容易になったとは言えない。しかも、その後、厳格な修了認定（質A-2-2）、司法試験による選別、司法修習、二回試験による質の担保が行われており、単に法科大学院の受験者・入学者が減ったからといって法曹の質が低下しているとは言えない。

イ 司法試験受験者数及び合格者数の推移（質A-4-1、質A-4-2、質A-3-1、質A-3-2、質A-4-4）

資料によれば、司法試験受験者数については、2011年には8765人であったのが、2021年には3424人と減少傾向にある。

この点に関し、当連合会は2012年7月13日に「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」を公表し、組織の見直しと統廃合などを指摘していたが、その後法科大学院の定員削減とそれに伴う実入学者数の減少や修了認定の厳格化等による修了生の減少等が行われてきた。司法試験受験者数の減少は、その結果であって、制度改革上、ある程度予想されていたものである。

一方、法科大学院修了生の司法試験出願率については、ここ数年76%程度で推移しており、出願率自体は減少していない。なお、2015年～2019年の司法試験合格者のうち法科大学院既修修了者が約6割、法科大学院未修修了者と予備試験合格者がそれぞれ約2割を占めている。

また、予備試験受験者数は、2014年に1万人を超えてその後も増加傾向にあるが、そのうち法科大学院生と大学生の合計が約4500人程度を占めている。予備試験合格者数は、2016年に400人を超えたが、そのうち約8割は法科大学院生と大学生が占めている。すなわち、2019年の予備試験合格者476人のうち、出願時法科大学院生は116人、大学生は251人、2020年の予備試験合格者442人のうち、出願時法科大学院生は97人、大学生は242人であった（出願時の属性であるので、受験時には大学生から法科大学院生になっている者もいる。）。

また、予備試験ルートと法科大学院ルートの受験者が完全に二分化されているわけではなく、予備試験受験者の中には、法科大学院生、大学生が少なくないことにも留意するべきである。

法科大学院制度をめぐっては、集中改革期間を経て、時間的・経済的負担を軽減するための制度改革（法曹コース、飛び級、早期卒業、在学

中受験等)が実施されることになっており、その成果も見極めた上で、プロセスとしての法曹養成制度が、質を担保する制度として機能しているかを継続して検討すべきであり、法科大学院受験者・入学者、司法試験受験者、予備試験の動向についても注視していく必要がある。

ウ 導入修習・OJT・研修(質A-5, 質A-8, 質A-13)

司法修習では、2014年(68期)から導入修習が実施され、一般的に、いきなり実務修習に入るよりも充実した修習ができるという評価がされており、導入修習が実務家としての質を高める制度であるという位置付けが可能である。

OJTについては、資料からは、60期~72期にかけて、修習終了後の弁護士未登録率は減少しており、終了後6か月経過時点の未登録率は、66期で4.3%であったものが、72期では1.7%になっていることが分かる。これは、弁護士として就職がしやすくなったことを示すものであり、OJTの機会も増えているのではないかと考えられる。ただし、就職先の事務所の指導体制に関する資料はない。

また、多くの弁護士会において新規登録弁護士、若手弁護士に対する指導弁護士(クラス担任)・新規登録研修・相談窓口等の制度が設けられており、これらは、新規に弁護士になった者の質を維持向上させることに役立つ制度であると考えられる。

エ 小括

スキルを担保する制度の整備状況の検証からは、制度は一定程度整備されており、制度面から質の低下を懸念すべき状況にはない。

しかし、法曹養成制度の中核をなす法科大学院制度(大学の学部における法曹コースの新設を含む。)について、集中改革期間の議論を経て、時間的経済的負担軽減策に関する改革が緒に就いたばかりであることから、その成果と、法曹志望者の動向等について、継続して確認し検証する必要がある。

③ マインド自体について

ア 市民窓口相談件数、綱紀懲戒件数、紛議調停申立件数の経年変化

(質A-14-1, 質A-14-2, 質A-15-1, 質A-15-2, 質A-18)

資料からは、市民窓口の相談受付件数は、2009年9764件、2018年14599件と10年間で1.5倍に増えているが、その間弁護士人口が増加しているため、弁護士総数に対する割合で比較すると、

2009年は33.9%、2018年は35.6%となり、2016年の38.8%をピークに減少傾向となっていることが読み取れる。

また、懲戒処分件数は、2009年76件、2018年88件であるが、2016年の114件をピークに減少傾向にある。弁護士総数との割合で比較すると、2009年は0.26%、2018年は0.21%と、減少傾向にあることが分かる。

なお、2015年～2018年における懲戒処分を受けた時の年齢の推移は、40歳未満及び40歳～49歳未満で2017年までは増加傾向、2018年は横ばいないし減少している。経験年数による比較では、2015年と2018年において、経験10年から20年未満の層の懲戒処分数が最も多く、2016年と2017年においては、経験年数20年から30年未満の層の懲戒処分数が最も多い。経験10年未満の層の懲戒処分数は、2015年～2017年は増加傾向であったが、2018年は減少している。

紛議調停事件処理件数は、2009年571件、2010年693件となった後は、2017年の798件を除いて、年によって増減あるものの、600件から700件の間で推移している。紛議調停で和解が成立した件数は若干増加傾向も見られるものの、ほぼ横ばいである。

イ 小括

以上によれば、職業倫理というマインド面については、市民窓口相談件数、綱紀懲戒件数、紛議調停件数とも横ばいないし減少しているということが明らかであり、資料からは、司法試験合格者を1500人程度としたことによる弁護士人口の推移に伴い、マインド面の質が低下しているということは読み取れない。

④ マインド面の質の維持・向上を担保する制度の整備状況・執務環境等

ア 就職状況（質A-8、質A-9）

資料からは、第1章3項(1)でも述べたとおり、一斉登録日から1か月後の未登録者数は、64期（2012年1月）以降、200人を超える規模となり、その後、人数も割合も上昇を続け、67期（2015年）においては317人（16.1%）にまで増加した。しかし、68期（2016年）以降は減少に転じ、72期（2020年）においては112人（7.5%）となっている。このように、就職難と言われる状況は大幅に改善されていると評価できる。

また、就職後短期で事務所を移転した弁護士数は、68期は5%（2

4人), 69期は4.5%(16人), 70期は3.7%(13人) 71期は4.6%(17人)であり, 横ばいである。なお, 事務所を変わった理由についての統計的資料はない。

イ 新人弁護士の所得の分布及び推移(質A-10, 質A-11, 業-27)

2010年の経済的基盤調査と2020年の経済的基盤調査及びその間に行われた弁護士実勢調査の結果を比較すると, 2009年から2013年にかけて収入・所得ともに減少したが, 収入は2019年までに, 所得は2017年から上昇に転じている。

なお, 2010年以降, 弁護士の収入・所得が減少した時点で, 弁護士の不祥事が増加したという事実はなく, また公益的な活動が減少したという事実もない。

ウ 奨学金や貸与された修習資金返済の状況(質A-12-1)

資料からは, 返還開始時点での残債額は, 奨学金と貸与された修習資金のいずれも100万円~200万円, 200万円~300万円程度が最も多く, 毎月の返済額は1万円~2万円程度が最も多いことが分かる。

エ 小括

以上によれば, マインド面の質の維持・向上を担保する制度の整備状況・執務環境等については, マインド面での質の低下をもたらすような, 環境や状況の悪化は生じていない。

(2) 社会から弁護士職全体に求められる質

① 法の支配の担い手としての役割(ニーズへの対応)

ア 過疎・偏在の解消の程度(司-3-1, 司-21)

資料によれば, ひまわり基金法律事務所数は, 2012年以降も徐々に増加していること, 法テラス司法過疎地域事務所の設置数は2012年より若干増加しているが, ほぼ横ばいであること, 2012年以降, 弁護士が一人もいないゼロ地域はなく, 一人だけのワン地域は2から1に減少しており, 市民の司法アクセスを容易にして, 過疎地のニーズに応えるという点では, 弁護士の社会的評価は低下していないと認められる。

イ 刑事弁護活動の状況(質B-5, 質B-6-1~質B-6-3, 質B-7-1, 質B-7-2)

収集した資料からは, 現状では, 当番弁護士制度や拡大された被疑者

国選制度に対応できていると言える。しかしながら、新規登録弁護士がゼロないし少ない地域では、所属弁護士の平均年齢が高くなることに伴い、これらの制度の運営に支障が生じていないかを注視していく。

ウ 組織内弁護士等の数の推移及び活動内容（質B-10-1～質B-10-3，質B-11）

資料によれば、企業内弁護士は、2010年に428人であったものが2019年には2418人に増加していること、自治体等任期付き公務員は、2012年は106人であったものが2019年には238人に増加している。

また、企業内弁護士が登録する弁護士会は、2009年には14弁護士会であったが、2019年には31弁護士会となり、約8割が東京三弁護士会に所属するものの、全国的な広がりを見せていることが分かる。なお、企業内弁護士のうち約8割が60期以降の弁護士である。

弁護士である任期付公務員は、2019年は18中央省庁、87地方自治体に及んでいる。特に若い弁護士の割合が多く、また、女性の比率も高い。

これらの状況は弁護士の業務の多様化の一環であり、組織内弁護士を志望した動機の調査等（業-26-2，業-26-3）からは、ワークライフバランスの観点から、組織内弁護士を積極的に志望する者が増えているとともに、企業や行政の側でも、弁護士を雇用することに意義を見いだしている（業-26-4）。

エ 国際的分野，新分野，先端分野への進出（質B-8，質B-12）

日弁連海外ロースクール推薦留学制度により2019年までに派遣された会員は、2019年までで累計70人となっている。当連合会は、1994年から国際協力活動を開始し、国内諸機関が各国から研修員を招へいして行う本邦研修への講師派遣，長期専門家派遣等の協力を行っている。また、外国人ローヤリングネットワーク登録者数も、この10年間で約7倍に増加している。これらのことから、弁護士の活動分野が国外のみならず、国内における外国人への対応等、多様化している傾向が読み取れる。

② 公益的な役割（人権擁護，国選弁護，扶助事件，社会的弱者への対応（質B-8，質B-9）

ア 弁護士の公益的活動が広がりを見せており、これに伴い、当連合会における人権擁護活動に関する報告書中の活動項目一覧も新たな項目（両性の平等・男女共同参画、障がいのある人に対する差別の禁止、貧困と人権等9項目）が追加されている。

イ 法テラス（民事法律扶助事件）登録者数の推移（質B-3-2）

法テラスの契約弁護士数は2012年以降増加傾向にあり、この点でも弁護士全体の社会的活動の質は維持されている。なお、2019年では、全体の契約率は56.8%（東京の契約率は33.4%、他の地方事務所では65%超）となっている。

③ 信頼される職業であること（高い専門性、倫理性）

前記3項(1)③で述べたように、弁護士に対する市民窓口相談件数、綱紀・懲戒件数、紛議調停件数は、横ばいないし減少傾向であり、市民からの信頼を損なうような質の低下は認められない。

④ 小括

弁護士の公益的活動は広がっており、また組織内弁護士や新しい分野への進出等、活動分野も拡大し、様々な分野に弁護士の活動の拠点が広がっている傾向が読み取れる。すなわち、法の支配を社会のすみずみに及ぼすという状況が進んできており、社会から弁護士職全体に求められる質という視点から、弁護士の質が低下しているということはない。

(3) 法曹志望者の減少と法曹の質

法科大学院志願者は、2012年以降も減少している（質A-1-1）が、2016年以降は、ほぼ下げ止まっていると言える。2012年提言では、法曹志望者の減少は法曹の質の低下の兆候であるとしていたため、法曹志望者の減少が実際に質の低下をもたらしているかどうかという点を検証した。その結果、前記(1)(2)に記載したとおり、法曹志望者の減少により質が低下しているという事実は認められなかった。もとより、有為な人材の確保、女性法曹の増加、法曹の多様性の確保は、弁護士職全体の維持・発展のために不可欠であることから、今後も法曹志望者増加に向けた取組に引き続き注力する必要があることは言うまでもない。

4 法曹の質の検証についてーまとめ

(1) 検証結果

以上のとおり、法曹の質を検証する観点から収集した様々な資料からは、2012年以降に弁護士の質が低下してきているという事実を読み取ることはできなかった。したがって、プロセスとしての法曹養成制度において「法

曹の質」が維持されていないとは言えず、法曹の質の低下を見いだせなかった。

よって、弁護士を質を検証する観点からは、法曹の質が低下したことを理由に、司法試験合格者について更なる減員を提言しなければならない状況はない。

(2) 今後の課題

今後は、法科大学院集中改革期間を経て、新たな法曹養成制度として加わった学部における法曹コースや、在学中受験の運用状況や効果、未修者教育の充実などの状況を見定めるとともに、大学－法科大学院－司法研修所－OJT・弁護士会における研修等というプロセスによる法曹養成制度を安定的に運用していく中で、法曹志望者の増加や多様性確保を図り、個々の弁護士が備えるべき質だけでなく、弁護士全体が社会から求められている質の維持・向上の方策を継続的に実施し、市民が必要とする質を備えた法曹の輩出に努めるべきである。

また、社会からの司法に対する付託に応えるためには、質を確保しつつ法曹を養成することが必要であることはいうまでもない。プロセスとしての法曹養成において質を確保するためには、司法試験の合否の判定についても、近年の合格者数の維持を所与の目標とすることなく、司法試験法第1条に基づいて引き続き厳正に実施されるべきである。

以 上

法曹人口検証本部の開催の経過

2020年度

- 第1回 2020年9月14日…法曹人口検証本部の体制，これまでの法曹養成・法曹人口に関する議論の流れ，法曹人口検証本部のロードマップ及び会議運営等
- 第2回 2020年10月6日…法曹人口の検証に係る論点項目ごとの準備作業チーム，法曹人口の検証に係る論点項目についての意見交換（※以下「意見交換」という。）（業務量・求人量（現実の法的需要）①）
- 第3回 2020年11月11日…意見交換（司法基盤整備の状況①）
- 第4回 2020年12月1日…意見交換（法曹の質①）
- 第5回 2021年1月13日…意見交換（業務量・求人量（現実の法的需要）②）
- 第6回 2021年2月3日…意見交換（司法基盤整備の状況②）
- 第7回 2021年3月15日…意見交換（法曹の質②）

2021年度

- 第1回 2021年4月5日…意見交換（業務量・求人量（現実の法的需要）③）
- 第2回 2021年5月13日…意見交換（業務量・求人量（現実の法的需要）④，司法基盤整備の状況③，法曹の質③）
- 第3回 2021年6月8日…法曹人口に関する日弁連の当面の方針
- 第4回 2021年7月9日…法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）
- 第5回 2021年7月29日…法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）
- 第6回 2021年9月7日…法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）
- 第7回 2021年12月6日…法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）の意見照会の回答結果
- 第8回 2022年1月6日…法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）
- 第9回 2022年2月1日…法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）
- 第10回 2022年3月2日…法曹人口政策に関する当面の対処方針（案）

(別添2)

法曹人口検証本部検討資料一覧

「業務量・求人数（現実の法的需要）」関連資料

No.	資料の項目	資料番号	出典	備考
1	民事第一審通常訴訟事件の新受件数の推移	業-1-1	2-2-1-3	
2	民事第一審通常訴訟新受件数の推移一内訳別（過払金等以外・過払金等）一（地方裁判所）	業-1-2	2-2-1-4	
3	民事第一審通常訴訟新受件数の推移一内訳別（過払金等以外・過払金等）一（地方裁判所）（2019年）	業-1-2-2	2-2-1-4（2020年白書）	
4	民事第一審通常訴訟新受件数の推移一内訳別（過払金等以外・過払金等）一（簡易裁判所）	業-1-3	2-2-1-5	
5	民事第一審通常訴訟事件の弁護士選任率の推移（地方裁判所）	業-1-4	2-2-1-6	
6	民事第一審通常訴訟事件の弁護士選任率の推移（地方裁判所）（2019年）	業-1-4-2	2-2-1-6（2020年白書）	
7	民事第一審通常訴訟事件の弁護士選任率の推移（簡易裁判所）	業-1-5	2-2-1-10	
8	弁護士1人あたりの事件数及び人口10万人あたりの事件数（民事通常訴訟事件・家事調停事件）	業-2	1-1-16 1-1-16（2018年白書） 1-1-16（2017年白書） 1-1-16（2016年白書） 1-1-17（2015年白書）	
9	家事事件の新受件数の推移（家庭裁判所）	業-3-1	2-2-4-1	司-8-1と同一
10	家事事件の新受件数の推移（家庭裁判所）（2019年）	業-3-1-2	2-2-4-1（2020年白書）	
11	夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与の推移	業-3-2	2-2-4-7	司-8-2と同一
12	夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与の推移（2019年）	業-3-2-2	2-2-4-7（2020年白書）	
13	遺産分割調停事件における代理人弁護士の関与の推移	業-3-3	2-2-4-13	司-10-1と同一
14	遺産分割調停事件における代理人弁護士の関与の推移（2019年）	業-3-3-2	2-2-4-13（2020年白書）	
15	成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）の選任状況一本人との関係別一	業-3-4	2-2-4-17	司-10-2と同一
16	成年後見関係事件の申立件数の推移	業-3-4-2	2-2-4-14（2020年白書）	
17	当番弁護士受付件数・受任件数及び刑事被疑者弁護援助件数の推移	業-4-1	2-1-1-5	司-12-1と同一
18	地方裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）	業-4-2	2-1-1-7	司-12-2と同一
19	地方裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）（2019年）	業-4-2-2	2-1-1-7（2020年白書）	
20	簡易裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）	業-4-3	2-1-1-8	司-12-3と同一
21	簡易裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）（2019年）	業-4-3-2	2-1-1-8（2020年白書）	
22	少年保護事件における付添人の種類別内訳（家庭裁判所）	業-4-4	2-1-3-2	司-12-4と同一
23	少年保護事件における付添人の種類別内訳（家庭裁判所）（2019年）	業-4-4-2	2-1-3-2（2020年白書）	
24	弁護士費用保険販売件数・LAC取扱件数の推移	業-5-1	特2-1-2	司-2-1と同一
25	弁護士費用保険販売件数・LAC取扱件数の推移（2019年）	業-5-1-2	3-7-3-1（2020年白書）	
26	交通事故損害賠償請求事件の新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）	業-5-2	特2-1-4	司-2-2と同一
27	民事第一審通常訴訟事件のうち交通事故損害賠償請求事件の弁護士選任率の推移（簡易裁判所）	業-5-3	特2-1-5	司-2-3と同一
28	弁護士会等における法律相談件数の推移（全弁護士会）	業-6	3-5-1-3	司-5-1と同一
29	弁護士会等における法律相談件数の推移（全弁護士会）（2019年）	業-6-2	3-5-1-3（2020年白書）	
30	弁護士会別年間弁護士登録者数	業-7	1-1-8	司-18と同一
31	弁護士会別弁護士数と直近10年の増加率	業-8	1-1-9	司-19と同一

※「出典」の番号は、特に断りがない限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。

No.	資料の標目	資料番号	出典	備考
32	都道府県別弁護士1人あたりの人口-1人あたりの人口の多い順-	業-9	1-1-15 1-1-15 (2018年白書) 1-1-15 (2017年白書) 1-1-15 (2016年白書) 1-1-15 (2015年白書)	司-20と同一
33	民事法律扶助援助実績件数	業-10	4-1-2-3	
34	民事法律扶助援助実績件数 (2019年)	業-10-2	4-1-2-3 (2020年白書)	司-1-1-2と同一
35	司法修習終了者の登録状況	業-11-1	2020年6月理事会配布資料	質-A-8と同一
36	司法修習終了者の登録状況 (2021年12月7日時点)	業-11-1-2	2021年12月理事会配布資料	
37	若手弁護士の就業状況調査 (収入、就業形態等)	業-11-2	特2-1-7-2 (2018年白書)	
38	弁護士センサス (収入、事件数、労働時間等)	業-11-3	特2-1-7-1 (2018年白書)	
39	依頼者獲得方法 (第2次事件処理に関するアンケート)	業-12	「事件動向調査」に関する第2次報告書」2020年2月18日日本弁護士連合会司法調査室 民事・行政グループ作成	
40	請求による登録取消者数、請求理由	業-13	1-1-11~1-1-13	
41	企業内弁護士数	業-14	2-3-1(全会) 2-3-2(単位会別)	
42	自治体等任期付き公務員数	業-15	2-3-1	
43	弁護士1人あたりの県内総生産額・事業所数-1人あたりの県内総生産額の多い順-、税務申告所得額(法人・個人)と弁護士分布-法人税務申告所得金額の多い順-	業-16	1-1-17 1-1-18	
44	都道府県別人口増減率	業-17	総務省統計局人口推計 第7表 都道府県別人口増減率1)-総人口	
45	地方裁判所管内別事件数, 家庭裁判所管内別事件数等 (民事・行政・刑事・家事, 平成30年終局事件)	業-18	最高裁判所「裁判の迅速化に関する報告書(第8回)」 資料2-6~2-8, 3-4~3-5, 4-4	
46	司法書士・平成27年の年収	業-19	特集2 平成28(2016)年度 司法書士実態調査集計結果司法書士白書(2017年版)	
47	行政書士年間売上高 (平成30年4月調査)	業-20	平成30年行政書士実態調査集計結果について(2018年10月『月間日本行政』(日本行政書士会連合会))	
48	国税庁統計年報 所得種別(業種別)人員、所得金額	業-21	国税庁統計年報 平成22年~平成30年抜粋	
49	裁判官・検察官の収入との比較	業-22	裁判官の報酬等に関する法律 検察官の俸給等に関する法律	
50	主要な依頼者獲得方法	業-23	特2-2-2-1 (2018年白書) 弁護士検索サービス利用有無) 事件動向調査に関する第2次報告書 抜粋	
51	中小企業の法的ニーズ	業-24	201708「第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」(概要)	
52	民間の法律相談についてのデータ(弁護士ドットコム)	業-25	累計法律相談件数 弁護士ドットコム2018年3月期 決算説明会資料	
53	ひまわりほっとダイヤル相談実施件数の推移(年度別)	業-25-2	3-5-1-5(2015年白書) 3-5-1-6(2020年白書) 3-5-1-7(2020年白書)	
54	企業における弁護士採用の有無、今後の採用予定等	業-26-1	2-3-9 2-3-11 2-3-12 2-3-14(2016年白書)	
55	企業内弁護士の待遇、勤務先でのポジション、選んだ理由等	業-26-2	第2回「企業内弁護士キャリアパス調査」に関する調査結果	
56	企業内弁護士の待遇、勤務先でのポジション、選んだ理由等	業-26-3	202002日本組織内弁護士協会実施 企業内弁護士に関するアンケート集計結果	

※「出典」の番号は、特に断りがない限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。

No.	資料の標目	資料番号	出典	備考
57	「第11次法務部門実態調査」の概要	業-26-4	20160926 中教審法科大学院特別委員会（第76回）配付資料8 「第11次法務部門実態調査」の概要（杉山委員提出資料）	
58	収入・所得についての地域毎の整理，顧問業務について	業-27	2010年日弁連・経済基盤調査資料	
59	破産手続開始決定数及び破産管財人の選任率の推移	業-28	2-2-3	
60	破産手続開始決定数及び破産管財人の選任率の推移（2019年）	業-28-2	2-2-3（2020年白書）	
61	地方自治体の法的ニーズ	業-29	「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート」分析結果報告（要旨） パンフレット自治体で働く弁護士 自治体内弁護士という選択	
62	国の機関における弁護士の在職者数	業-30	20201022（法曹養成制度改革連絡協議会資料）国の機関における弁護士の在職者数	
63	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員	業-31	20191218（法曹養成制度改革連絡協議会資料）地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員	
64	裁判における事件処理までの期間	業-32	最高裁判所「裁判の迅速化に関する報告書（第8回）」概要	
65	社外取締役の活動について	業-33	社外役員のススめ～皆さんも二弁「社外役員候補者名簿」に登録しませんか？（二弁フロンティア記事／第二東京弁護士会）	
66	大規模事務所の採用動向等	業-34	72期司法修習終了者の就職状況調査（ジュリナビ掲載資料）	
67	地方裁判所における労働審判事件の新受件数・既済件数	業-35	2-2-1-22 2-2-1-23 2-2-1-24 （以上2020年白書）	
68	行政訴訟事件（地方裁判所）における弁護士選任率の推移	業-36	2-2-2-1 2-2-2-2 （以上2020年白書）	
69	法律相談のうち受任に至った割合	業-37	20200208「事件動向調査」に関する第2次報告書 抜粋	
70	73期司法修習終了者の就職状況調査	業-38	73期司法修習終了者の就職状況調査（ジュリナビ掲載資料）	
71	第68期～第73期 弁護士会別登録者数	業-39	日弁連調べ	
72	第68期～第73期 弁護士会別登録者数（一斉登録日から12か月後時点）	業-39-2	日弁連調べ	
73	事務所における弁護士の人数	業-40	1-3-1 1-3-2 1-3-3 1-3-4 1-3-5 （以上2020年白書）	
74	修習期別企業内弁護士数	業-41	2-3-3 （以上2020年白書）	
75	レジュメ「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査（2020年）の報告について」	業-42	—	
76	経済基盤調査・弁護士実勢調査結果についての補足説	業-42-2	—	
77	依頼者別の業務時間（2010・2020経済基盤調査）	業-42-3	—	
78	国税庁統計年報に基づく所得関連図表	業-43	—	
79	年度別弁護士法人設立件数，弁護士法人所属の社員数，使用人数の推移	業-44	1-3-7（2020年白書）	

※「出典」の番号は，特に断りがない限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。

「司法基盤整備の状況」関連資料

No.	資料の項目	資料番号	出典	備考
1	民事法律扶助援助実績件数	司-1-1	4-1-2-3 4-1-2-4 4-1-2-5	
2	民事法律扶助援助実績件数（2019年）	司-1-1-2	4-1-2-3（2020年白書）	業-10-2と同一
3	民事法律扶助契約弁護士数	司-1-2	法テラス白書 資料2-3（平成30年度版）資料2-4（平成28年度版）	
4	民事法律扶助契約弁護士数	司-1-3	4-1-2-6	
5	法テラスにかかる政府予算の推移	司-1-4	法テラス白書 12頁（平成30年度版） 14頁（平成27年度版）	
6	弁護士費用保険販売件数・LAC取扱件数の推移	司-2-1	特2-1-2	業-5-1と同一
7	交通事故損害賠償請求事件の新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）	司-2-2	特2-1-4	業-5-2と同一
8	民事第一審通常事件のうち交通事故損害賠償請求事件の弁護士選任率の推移（簡易裁判所）	司-2-3	特2-1-5	業-5-3と同一
9	ひまわり基金法律事務所・法テラス司法過疎地域事務所の設置数（累計）の推移	司-3-1	3-5-2-2	
10	都市型公設事務所の設置状況	司-3-2	3-5-2-5 3-4-2-5（2016年白書）	
11	弁護士会照会制度利用件数	司-4-1	3-7-1-3 3-6-1-3（2016年白書）	
12	照会先別の弁護士会照会制度利用件数の推移	司-4-2	3-7-1-1	
13	弁護士会等における法律相談件数の推移（全弁護士会）	司-5-1	3-5-1-3	業-6と同一
14	「ひまわりほっとダイヤル」相談実施件数の推移（年度別）・「ひまわりほっとダイヤル」相談内容の内訳	司-5-2	3-5-1-6 3-5-1-7	
15	労働関係事件の新受件数の推移（地方裁判所）	司-6	2-2-1-22	
16	行政訴訟事件における弁護士選任率の推移（地方裁判所）	司-7	2-2-2-1	
17	家事事件の新受件数の推移（家庭裁判所）	司-8-1	2-2-4-1	業-3-1と同一
18	夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与の推移	司-8-2	2-2-4-7	業-3-2と同一
19	人事訴訟事件における弁護士選任率の推移と事件内訳	司-9	2-2-4-8	
20	遺産分割調停事件における代理人弁護士の関与の推移	司-10-1	2-2-4-13	業-3-3と同一
21	成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）の選任状況－本人との関係別－	司-10-2	2-2-4-17	業-3-4と同一
22	当番弁護士受付件数・受任件数及び刑事被疑者弁護援助件数の推移	司-12-1	2-1-1-5	業-4-1と同一
23	地方裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）	司-12-2	2-1-1-7	業-4-2と同一
24	簡易裁判所における刑事弁護人選任状況（被疑者段階から）	司-12-3	2-1-1-8	業-4-3と同一
25	少年保護事件における付添人の種類別内訳（家庭裁判所）	司-12-4	2-1-3-2	業-4-4と同一
26	ADR申立て・取扱状況（原子力損害賠償紛争解決センター）	司-13	2-2-6-2	
27	紛争類型別受案件数の推移（紛争解決センター）	司-14	3-5-3-1 3-5-3-1（2018年白書）	
28	評価住宅の紛争処理状況（住宅紛争処理・住宅紛争審査会）	司-15-1	3-5-3-5 3-5-3-5（2018年白書） 3-5-3-5（2017年白書） 3-4-3-5（2016年白書）	
29	保険付き住宅の紛争処理状況（特別住宅紛争処理・住宅紛争審査会）	司-15-2	3-5-3-6 3-5-3-6（2018年白書） 3-5-3-6（2017年白書） 3-4-3-6（2016年白書）	
30	調停・仲裁申立事件数と処理内訳（日本知的財産仲裁センター）	司-16-1	3-5-3-8 3-5-3-8（2017年白書）	
31	JPDメイン名に関する紛争処理申立事件数と処理内訳（日本知的財産仲裁センター）	司-16-2	3-5-3-9 3-5-3-9（2017年白書）	
32	事業実績件数と取扱状況（日弁連交通事故相談センター）	司-17-1	3-5-3-10 3-5-3-10（2017年白書）	
33	新規相談件数の推移（交通事故紛争処理センター）	司-17-2	3-5-3-13	
34	弁護士会別年間弁護士登録者数	司-18	1-1-8	業-7と同一

※「出典」の番号は、特に断りがない限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。

No.	資料の項目	資料番号	出典	備考
35	弁護士会別弁護士数と直近10年の増加率	司-19	1-1-9	業-8と同一
36	都道府県別弁護士1人あたりの人口-1人あたりの人口の多い順-	司-20	1-1-15 1-1-15 (2018年白書) 1-1-15 (2017年白書) 1-1-15 (2016年白書) 1-1-15 (2015年白書)	業-9と同一
37	弁護士ゼロワン地裁支部数の変遷	司-21	3-5-2-1	
38	裁判官数・検察官数・弁護士数の推移	司-22	1-2-13	
39	民事第一審通常訴訟事件の金銭を目的とする訴えのうち過払金等以外事件の弁護士等選任状況(簡易裁判所) 民事第一審通常訴訟事件の金銭を目的とする訴えのうち過払金等事件の弁護士等選任状況(簡易裁判所) 少額訴訟事件における弁護士等の関与の推移(簡易裁判所)	司-23	2-2-1-12 2-2-1-13 2-2-1-14	
40	弁護士人口将来予測-2021年に新規法曹を1,500人にした後1,500人を維持-	司-24	1-2-27	
41	登録換え・登録取消し件数の推移と弁護士数に占める割合	司-25	1-1-11	
42	契約弁護士・司法書士数の推移 契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移(地方事務所別) 契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移(地方事務所別)	司-26	法テラス白書 資料2-3, 2-4(令和元年度版) 付表2-1, 2-2(令和元年度版)	
43	司法書士電話相談センターの相談件数等の推移 法テラスにおける司法書士会等関係機関紹介状況(割合)の推移	司-27	司法書士白書2019年版 p67~	
44	地裁支部別弁護士数	司-28	20201023第14回法曹養成制度改革連絡協議会 資料1-19	
45	都道府県別 弁護士一人当たりに対する在留外国人数 都道府県別 弁護士一人当たりに対する輸出企業の社数	司-29	【※会内資料】20190202国際活動に関する交流会「今、地方で国際化Part2」資料	
46	裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第5回) (社会的要因編)	司-30	最高裁判所(平成25年7月12日公表)	
47	権利保護保険に関する実情について	司-31	日弁連リーガルアクセスセンターのヒアリング結果	
48	法テラスに関する実情について	司-32	総合法律支援本部委員のヒアリング結果	
49	レジュメ「民事第一審通常訴訟新受件数が横這いの原因の検討」	司-33	—	
50	レジュメ「民事第一審通常訴訟新受件数が横這いの原因の検討」(修正)	司-33-2	—	
51	裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第7回)	司-34	最高裁判所(平成29年7月21日公表)	
52	中小企業法律支援センターの取組等について	司-35	日弁連中小企業法律支援センターのヒアリング結果	
53	レジュメ「中小企業の法的ニーズについて」	司-36	—	
54	組織内弁護士(企業内、国・自治体)の実情について	司-37	日本組織内弁護士協会からのヒアリング結果	
55	報告「裁判所支部機能の現状と課題」	司-38	—	
56	「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議-真の司法過疎解消に向けて-」	司-39	2012.05.25日弁連総会決議	
57	国際業務推進(中小企業の海外展開等)について	司-40	法律サービス展開本部・国際業務推進センターからのヒアリング結果	
58	「日本のロー・ファームの合併と大規模化について-故田辺公二判事への報告」	司-41	「自由と正義」1999年12月号 長島安治会員寄稿	
59	「弁護士になろう!!★8人のチャレンジ★vol.2」	司-42	—	
60	「弁護士になろう!!★8人のチャレンジ★社会人編」	司-43	—	
61	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(いわゆる骨太の方針)	司-44	内閣府(平成30年6月15日公表)	
62	民事司法制度改革の推進について	司-45	民事司法制度改革に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ(令和2年3月10日公表)	
63	民事司法改革グランドデザイン	司-46	日弁連・民事司法改革グランドデザイン(2018年1月19日改訂)	

※「出典」の番号は、特に断りがない限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。

No.	資料の標目	資料番号	出典	備考
64	「導入有無が法務部の実力を左右する 国内外における『契約実務×リーガルテック』の最新動向」	司-47	中央経済社「ビジネス法務」2020年10月号	
65	レジュメ「司法基盤整備の状況・総論的視点の提示」及び概要	司-48	—	
66	レジュメ「少子高齢化について」	司-49	—	
67	レジュメ「外国人事件の動向と弁護士・弁護士会の体制」及び関連資料	司-50	—	
68	レジュメ「犯罪被害者に対する法的支援」及び関連資料	司-51	—	
69	ヒアリング（若手の活動領域の拡がり）報告書（東京TSネット野原弁護士）	司-52	—	
70	ヒアリング（若手の活動領域の拡がり）報告書（小野田弁護士）	司-53	—	
71	経営法友会「第12次法務部門実態調査」中間報告	司-54	—	
72	レジュメ「【参考資料】消費生活相談件数の推移等（令和2年版『消費者白書』より）」	司-55	—	
73	経済基盤調査問23のC民事非紛争案件に関する収入地域別+裁判事件数調査関係資料	司-56	—	

※「出典」の番号は、特に断りがない限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。

「法曹の質」関連資料

No.	資料の項目	資料番号	出典	備考
1	法科大学院志願者数及び入学人数の推移	質A-1-1	1-2-1 20200707第97回中教審資料1-1	
2	法科大学院法学未修者コースの社会人経験者・非法学部出身者の割合	質A-1-2	1-2-2 20200707第97回中教審資料1-1	
3	早期卒業・飛び入学人数の推移	質A-1-3	20200515第96回中教審資料3	
4	法科大学院 志願者数・入学定員数・入学人数・入学定員充足率の推移	質A-1-4	20210629第103回中教審資料3-1	
5	法科大学院の定員削減の状況	質A-2-1	20200707第97回中教審資料1-2 20150511第68回中教審資料5-2	
6	法科大学院の修了認定の厳格化の状況	質A-2-2	20200515第96回中教審参考資料3	
7	予備試験受験者数の推移	質A-3-1	1-2-9	
8	予備試験合格者数の推移	質A-3-2	20191218第13回法曹養成制度改革連絡協議会 資料 6-16~6-19	
9	司法試験受験者数の推移	質A-4-1	1-2-3 1-2-5	
10	司法試験合格率の推移	質A-4-2	20191009第152回司法試験委員会 資料1~10	
11	司法試験合格点の推移	質A-4-3	20191218第13回法曹養成制度改革連絡協議会 資料5-3	
12	令和3年司法試験受験状況（法務省HP）	質A-4-4	法務省公表資料	
13	司法修習（導入修習）の実施状況	質A-5	20191112第38回最高裁司法修習委員会資料75	
14	司法修習終了者数の推移	質A-6-1	1-2-11	
15	司法修習生考試の不合格率の推移	質A-6-2	20191218第13回法曹養成制度改革連絡協議会資料5-1	
16	弁護士の民事訴訟におけるパフォーマンス評価	質A-7	201408東京大学法科大学院ローレビュー第9巻 論説「弁護士の民事訴訟におけるパフォーマンス評価：法曹の質の実証的研究」（法曹の質研究会代表太田勝造）	
17	司法修習終了者の登録状況	質A-8	2020年6月理事会配布資料	業-11-1と同一
18	68～71期弁護士の就業状況に関する調査	質A-9	68～71期弁護士の就業状況に関する調査（会内資料）	
19	若手弁護士の就業状況調査（収入、就業形態等）	質A-10	特2-1-7-2（2018年白書）	
20	弁護士センサス（収入、事件数、労働時間等）	質A-11	特2-1-7-2（2018年白書）	
21	法曹の収入・所得、奨学金等調査の集計結果	質A-12-1	20191218第13回法曹養成制度改革連絡協議会 資料4-1	
22	司法修習生に対する修習資金及修習専念資金の貸与・返済状況等【※法曹養成制度改革実現本部委員限り】	質A-12-2	20201116最高裁提供資料	
23	即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況	質A-13	日弁連HP「即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況」（2019年12月5日時点） 20140225第6回法曹養成制度改革顧問会議資料34	
24	市民窓口相談件数・割合の推移	質A-14-1	3-2-2-3	
25	市民窓口相談の内容	質A-14-2	3-2-2-1 弁護士に対する苦情申立て（2009年白書P182）	
26	懲戒件数・割合の推移	質A-15-1	3-2-3-4	
27	懲戒処分時の年齢・経験年数	質A-15-2	3-2-3-8 3-2-3-9	
28	懲戒内容【※法曹養成制度改革実現本部委員限り】	質A-15-3	2019年倫理研修参考資料1	
29	異議申立件数	質A-16	3-2-3-12	
30	綱紀懲戒審査申出事案処理の内訳	質A-17	3-2-3-14	
31	紛議調停申立件数の推移	質A-18	3-2-2-9	
32	法科大学院集中改革期間の成果の検証	質A-19	20190701第12回法曹養成制度改革連絡協議会 資料 3-5	
33	法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～令和元年度）	質A-20	20201023第14回法曹養成制度改革連絡協議会 資料 3-3	
34	平成29年度法科大学院教育状況調査	質A-21	20170208第6回法曹養成制度改革連絡協議会 資料 2-5	
35	司法試験合格点と平均点・中央点（2006年（平成18年）～2020年（令和2年）司法試験出願者数・受験者数・短答式合格者数・最終合格者数・総合評価対象者数・合格点・平均点・中間点）	質A-22	法務省公表資料から日弁連事務局調べ	

※「出典」の番号は、特に断りが無い限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。
 ※「中教審」は「文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会」を指す。

No.	資料の標目	資料番号	出典	備考
36	司法試験短答式試験の合格点の推移	質A-23	法務省公表資料から日弁連事務局調べ	
37	平成24年～令和2年司法試験総合得点の偏差値グラフ(推計値)	質A-24	法務省公表資料から日弁連事務局調べ	
38	2011年(平成23年)～2020年(令和2年)司法試験の結果	質A-25	法務省公表資料	
39	法科大学院制度改革について	質A-26	20210219日弁連法曹養成制度改革実現本部全体会議 本部資料3	
40	法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ	質A-27	2021年2月3日 中教審 公表資料	
41	「2016年民事訴訟利用者調査」から見る弁護士の評価について(メモ)	質A-28	民事訴訟制度研究会 編 2018年5月 商事法務 から抜粋	
42	弁護士及び弁護士法人の数に対する懲戒処分数の割合の推移	質A-29	3-2-3-6	
43	弁護士ゼロワン地裁支部数の変遷	質B-1	3-5-2-1	
44	ひまわり基金法律事務所・法テラス司法過疎地域事務所の設置数(累計)の推移	質B-2	3-5-2-2	
45	民事法律扶助契約弁護士数	質B-3-1	法テラス白書 資料2-3(令和元年度版) 資料2-4(平成28年度版)	
46	民事法律扶助契約弁護士数	質B-3-2	4-1-2-6	
47	弁護士会等における法律相談件数の推移(全弁護士会)	質B-4	3-5-1-3	
48	当番弁護士受付件数・受任件数及び刑事被疑者弁護援助件数の推移	質B-5	2-1-1-5	
49	地方裁判所における刑事弁護人選任状況(被疑者段階から)	質B-6-1	2-1-1-7	
50	簡易裁判所における刑事弁護人選任状況(被疑者段階から)	質B-6-2	2-1-1-8	
51	少年保護事件における付添人の種類別内訳(家庭裁判所)	質B-6-3	2-1-3-2	
52	被害者参加制度の国選弁護士への委託の推移	質B-7-1	2-2-5-2	
53	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	質B-7-2	4-1-2-13	
54	公益活動に関係する弁護士のメーリングリスト一覧	質B-8	外国人ローヤリングネットワーク事務局調べ 日弁連事務局調べ	
55	日弁連人権擁護活動報告書中の活動項目一覧	質B-9	日弁連事務局調べ	
56	企業内弁護士数の推移	質B-10-1	2-3-1 2-3-2	
57	企業内弁護士数の推移(地域別)	質B-10-2	JILAホームページ	
58	企業内弁護士数の推移(期別)	質B-10-3	JILAホームページ	
59	自治体等任期付き公務員数の推移	質B-11	2-3-1	質B-10-1と同一
60	海外ロースクール推薦留学制度による派遣実績の推移	質B-12	3-4-4 特2-2-1(2016白書)	
61	税理士・弁理士資格を有する弁護士数の推移	質B-13	2018年・2013年国税庁統計年報(国税庁HP) 20200930日本弁理士会会員の分布状況(日本弁理士会HP)	

※「出典」の番号は、特に断りがない限りは弁護士白書2019年版の資料番号である。
 ※「中教審」は「文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会」を指す。